

資料3

No.	回答府省	法律の所管	地方公共団体が策定する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。） (①)	当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称	地方公共団体の総合計画等での記載の可否 (②)	個別の計画等として策定するものが望ましいもの (③)	③とする理由
1	総務省	総務省	財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針	地方自治法	150	1	市町村・都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
2	総務省	総務省	財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針	地方自治法	150	2	市町村	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
3	総務省	総務省	広域計画	地方自治法	291-7	1	市町村・都道府県	○		×		—
4	総務省	総務省	市町村の廃置分合又は市町村の境界変更の計画	地方自治法	8-2	1	都道府県	○		○		—
5	厚生労働省	厚生労働省	人材確保支援計画	地域保健法	24	1	都道府県	◎	医療計画等	○		—
6	こども家庭庁	厚生労働省 (現こども家庭庁)	市町村障害児福祉計画	児童福祉法	33-20	1	市町村	◎	市町村障害福祉計画 等	○		—
7	こども家庭庁	厚生労働省 (現こども家庭庁)	都道府県障害児福祉計画	児童福祉法	33-22	1	都道府県	◎	都道府県障害福祉計画 医療計画 等	○		—
8	こども家庭庁	厚生労働省 (現こども家庭庁)	市町村整備計画	児童福祉法	56-4-2	1	市町村	○		○		—
9	農林水産省	農林水産省	共済事業の実施計画	農業保険法	102	2	市町村	×		×	○	現在、組合の広域化により、1つの市町村の区域の全部または一部をその区域とする農業共済組合が存在しないことから、当面、当該規定に該当する事例は想定されていないため。
10	農林水産省	農林水産省	共済事業の実施計画	農業保険法	107	2	市町村	×		×	○	現在、組合の広域化により、1つの市町村の区域の全部または一部をその区域とする農業共済組合が存在しないことから、当面、当該規定に該当する事例は想定されていないため。
11	総務省	総務省	推進計画	消防組織法	33	1	都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
12	総務省	総務省	広域消防運営計画	消防組織法	34	1	市町村	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。 他の計画と一体的に整備することは、消防庁として妨げないが、実態として法定又は任意の協議会における議論を行うことが前提となるところ、当該協議会については、消防の広域化を行おうとする複数の市町村が特別に設置し、その中で策定するものであるため、個別の計画として策定しているもの。	○		—
13	消費者庁、厚生労働省	消費者庁、厚生労働省	都道府県等食品衛生監視指導計画	食品衛生法	24	1	市町村・都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
14	農林水産省	農林水産省	事業収支改善計画	競馬法	23-2	4	市町村・都道府県	×		×	○	事業収支改善計画は、都道府県または指定市町村が、必要が生じた場合にのみ、一号交付金の交付期限を延長するために作成する計画であり、他計画との一体的な計画策定にはなじまないため。
15	農林水産省	農林水産省	競馬活性化計画	競馬法	23-7	1	市町村・都道府県	×		×	○	競馬活性化計画は、「認定を受けた都道府県又は指定市町村は、共同して、農林水産大臣の認定を受けなければならない。」とされており、全国に点在する複数の競馬を主催する自治体が、同時期に共同して計画にかかる認定申請を行う必要があるため、都道府県ごとの他計画との一体的な計画策定にはなじまないため。
16	農林水産省	農林水産省	実施方針	農業改良助長法	7	5	都道府県	×		○	○	農業改良助長法で定めている内容の記載が担保されるのであれば総合計画への記載は可能だが、助長法上で報告義務を定めており、運用の面で懸念がある。懸念点が払拭できないのであれば、個別の計画として策定するのが望ましいと考える。

No.	回答府省	法律の所管	地方公共団体が策定する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。） ①	当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称	地方公共団体の総合計画等での記載の可否 ②	個別の計画等として策定するものが望ましいもの ③	③とする理由
17	農林水産省	農林水産省	実施方針	農業改良助長法	7	8	都道府県	×		○	○	農業改良助長法で定めている内容の記載が担保されるのであれば総合計画への記載は可能だが、助長法上で報告義務を定めており、運用の面で懸念がある。懸念点が払拭できないのであれば、個別の計画として策定するのが望ましいと考える。
18	総務省	総務省	実施基準	消防法	35-5	1	都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
19	厚生労働省	厚生労働省	医療計画	医療法	30-4	1	都道府県	◎	都道府県がん対策推進計画、都道府県循環器病対策推進計画等の政策的に関連が深い他の計画等（各都道府県が判断、令和5年3月31日付け事務連絡「医療計画と各計画との一体的策定について」において例示）	○		—
20	文部科学省	文部科学省	研修に関する計画	教育公務員特例法	21	2	市町村・都道府県	◎	教員研修計画	○		—
21	文部科学省	文部科学省	教員研修計画	教育公務員特例法	22-4	1	市町村・都道府県	◎	研修に関する計画	○		—
22	国土交通省	国土交通省	水防計画	水防法	7	1	都道府県	◎	都道府県地域防災計画（災害対策基本法昭和36年法律第223号）第四十条）	○		—
23	国土交通省	国土交通省	水防計画	水防法	7	6	都道府県	◎	都道府県地域防災計画（災害対策基本法昭和36年法律第223号）第四十条）	○		—
24	国土交通省	国土交通省	水防計画	水防法	33	1	市町村	◎	市町村地域防災計画（災害対策基本法昭和36年法律第223号）第四十二条）	○		—
25	農林水産省	農林水産省	土地改良事業計画	土地改良法	87	1	都道府県	×		×	○	土地改良事業計画は、土地改良事業の実施主体である都道府県が、地域内で実施する土地改良事業の具体的な工事計画等を定めるものである。当該計画は、事業の利益を受ける営農者を事業参加者と定め、その費用負担を規定するなど、国民の権利義務を直接変動せしめる法効果を有するもの（行政処分）であることから、計画等の形式を法律で規定せざるを得ない。 また、計画体系の最適化に当たっては、当該計画は法律の規定に基づき、地域内で実施する具体的な工事計画等を定めるものであるため、上位計画への統合は不可能であり、個別の計画等として策定する必要がある。
26	農林水産省	農林水産省	交換分合計画	土地改良法	97	1	市町村	×		×	○	交換分合計画は、交換分合の実施主体である農業委員会が、地域内で実施する交換分合による各権利者毎の権利の変動を個別に定めるものである。当該計画は、地域内の農用地の所有権等を交換するなど、国民の権利義務を直接変動せしめる法効果を有するもの（行政処分）であることから、計画等の形式を法律で規定せざるを得ない。 また、計画体系の最適化に当たっては、当該計画は法律の規定に基づき、地域内で実施する権利の変動内容を具体的に定めるものであるため、上位計画への統合は不可能であり、個別の計画等として策定する必要がある。
27	農林水産省	農林水産省	交換分合計画	土地改良法	97	2	市町村	×		×	○	交換分合計画は、交換分合の実施主体である農業委員会が、地域内で実施する交換分合による各権利者毎の権利の変動を個別に定めるものである。当該計画は、地域内の農用地の所有権等を交換するなど、国民の権利義務を直接変動せしめる法効果を有するもの（行政処分）であることから、計画等の形式を法律で規定せざるを得ない。 また、計画体系の最適化に当たっては、当該計画は法律の規定に基づき、地域内で実施する権利の変動内容を具体的に定めるものであるため、上位計画への統合は不可能であり、個別の計画等として策定する必要がある。

No.	回答府省	法律の所管	地方公共団体が策定する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。） (①)	当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称	地方公共団体の総合計画等での記載の可否 (②)	個別の計画等として策定するものが望ましいもの (③)	③とする理由
28	農林水産省	農林水産省	交換分合計画	土地改良法	100-2	1	市町村	×		×	○	交換分合計画は、交換分合の実施主体である市町村が、地域内で実施する交換分合による各権利者毎の権利の変動を個別に定めるものである。当該計画は、地域内の農用地の所有権等を交換するなど、国民の権利義務を直接変動せしめる法効果を有するもの（行政処分）であることから、計画等の形式を法律で規定せざるを得ない。 また、計画体系の最適化に当たっては、当該計画は法律の規定に基づき、地域内で実施する権利の変動内容を具体的に定めるものであるため、上位計画への統合は不可能であり、個別の計画等として策定する必要がある。
29	農林水産省	農林水産省	土地改良事業計画	土地改良法	87-2	1	都道府県	×		×	○	土地改良事業計画は、土地改良事業の実施主体である都道府県が、地域内で実施する土地改良事業の具体的な工事計画等を定めるものである。当該計画は、事業の利益を受ける営農者を事業参加者と定め、その費用負担を規定するなど、国民の権利義務を直接変動せしめる法効果を有するもの（行政処分）であることから、計画等の形式を法律で規定せざるを得ない。 また、計画体系の最適化に当たっては、当該計画は法律の規定に基づき、地域内で実施する具体的な工事計画等を定めるものであるため、上位計画への統合は不可能であり、個別の計画等として策定する必要がある。
30	農林水産省	農林水産省	土地改良事業計画	土地改良法	87-3	1	都道府県	×		×	○	土地改良事業計画は、土地改良事業の実施主体である都道府県が、地域内で実施する土地改良事業の具体的な工事計画等を定めるものである。当該計画は、事業の利益を受ける営農者を事業参加者と定め、その費用負担を規定するなど、国民の権利義務を直接変動せしめる法効果を有するもの（行政処分）であることから、計画等の形式を法律で規定せざるを得ない。 また、計画体系の最適化に当たっては、当該計画は法律の規定に基づき、地域内で実施する具体的な工事計画等を定めるものであるため、上位計画への統合は不可能であり、個別の計画等として策定する必要がある。
31	農林水産省	農林水産省	緊急防災工事計画	土地改良法	87-4	1	都道府県	×		×	○	緊急防災工事計画は、土地改良事業の実施主体である都道府県が、地域内で実施する土地改良事業の具体的な工事計画等を定めるものである。当該計画は、事業の利益を受ける営農者を事業参加者と定め、その費用負担を規定するなど、国民の権利義務を直接変動せしめる法効果を有するもの（行政処分）であることから、計画等の形式を法律で規定せざるを得ない。 また、計画体系の最適化に当たっては、当該計画は法律の規定に基づき、地域内で実施する具体的な工事計画等を定めるものであるため、上位計画への統合は不可能であり、個別の計画等として策定する必要がある。
32	農林水産省	農林水産省	応急工事計画	土地改良法	87-5	1	都道府県	×		×	○	応急工事計画は、土地改良事業の実施主体である都道府県が、地域内で実施する土地改良事業の具体的な工事計画等を定めるものである。当該計画は、事業の利益を受ける営農者を事業参加者と定め、その費用負担を規定するなど、国民の権利義務を直接変動せしめる法効果を有するもの（行政処分）であることから、計画等の形式を法律で規定せざるを得ない。 また、計画体系の最適化に当たっては、当該計画は法律の規定に基づき、地域内で実施する具体的な工事計画等を定めるものであるため、上位計画への統合は不可能であり、個別の計画等として策定する必要がある。

No.	回答府省	法律の所管	地方公共団体が策定する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。） (①)	当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称	地方公共団体の総合計画等での記載の可否 (②)	個別の計画等として策定するものが望ましいもの (③)	③とする理由
33	農林水産省	農林水産省	換地計画	土地改良法	89-2	1	都道府県	×		×	○	換地計画は、土地改良事業の実施主体である都道府県が、地域内で実施する土地改良事業につき、工事による土地の区画形質の変更に伴い、複雑・膨大な作業を行うことなく、工事後の新たな土地の区画に合わせて、工事後の土地に係る権利関係を設定し直すものである。当該計画は、個別のケースごとに各権利者毎の土地の権利の変動を個別に定めるなど、国民の権利義務を直接変動せしめる法効果を有するもの（行政処分）であることから、計画等の形式を法律で規定せざるを得ない。 また、計画体系の最適化に当たっては、当該計画は法律の規定に基づき、地域内で実施する権利の変動内容を具体的に定めるものであるため、上位計画への統合は不可能であり、個別の計画等として策定する必要がある。
34	農林水産省	農林水産省	土地改良事業計画	土地改良法	96-2	1	市町村	×		×	○	土地改良事業計画は、土地改良事業の実施主体である市町村が、地域内で実施する土地改良事業の具体的な工事計画等を定めるものである。当該計画は、事業の利益を受ける営農者を事業参加者と定め、その費用負担を規定するなど、国民の権利義務を直接変動せしめる法効果を有するもの（行政処分）であることから、計画等の形式を法律で規定せざるを得ない。 また、計画体系の最適化に当たっては、当該計画は法律の規定に基づき、地域内で実施する具体的な工事計画等を定めるものであるため、上位計画への統合は不可能であり、個別の計画等として策定する必要がある。
35	農林水産省	農林水産省	換地計画	土地改良法	96-4	1	市町村	×		×	○	換地計画は、土地改良事業の実施主体である市町村が、地域内で実施する土地改良事業につき、工事による土地の区画形質の変更に伴い、複雑・膨大な作業を行うことなく、工事後の新たな土地の区画に合わせて、工事後の土地に係る権利関係を設定し直すものである。当該計画は、個別のケースごとに各権利者毎の土地の権利の変動を個別に定めるなど、国民の権利義務を直接変動せしめる法効果を有するもの（行政処分）であることから、計画等の形式を法律で規定せざるを得ない。 また、計画体系の最適化に当たっては、当該計画は法律の規定に基づき、地域内で実施する権利の変動内容を具体的に定めるものであるため、上位計画への統合は不可能であり、個別の計画等として策定する必要がある。
36	農林水産省	農林水産省	応急工事計画	土地改良法	96-4	1	市町村	×		×	○	応急工事計画は、土地改良事業の実施主体である市町村が、地域内で実施する土地改良事業の具体的な工事計画等を定めるものである。当該計画は、事業の利益を受ける営農者を事業参加者と定め、その費用負担を規定するなど、国民の権利義務を直接変動せしめる法効果を有するもの（行政処分）であることから、計画等の形式を法律で規定せざるを得ない。 また、計画体系の最適化に当たっては、当該計画は法律の規定に基づき、地域内で実施する具体的な工事計画等を定めるものであるため、上位計画への統合は不可能であり、個別の計画等として策定する必要がある。

No.	回答府省	法律の所管	地方公共団体が策定する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。） (①)	当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称	地方公共団体の総合計画等での記載の可否 (②)	個別の計画等として策定するものが望ましいもの (③)	③とする理由
37	農林水産省	農林水産省	緊急防災工事計画	土地改良法	96-4	1	市町村	×		×	○	緊急防災工事計画は、土地改良事業の実施主体である市町村が、地域内で実施する土地改良事業の具体的な工事計画等を定めるものである。当該計画は、事業の利益を受ける営業者を事業参加者と定め、その費用負担を規定するなど、国民の権利義務を直接変動せしめる法効果を有するもの（行政処分）であることから、計画等の形式を法律で規定せざるを得ない。 また、計画体系の最適化に当たっては、当該計画は法律の規定に基づき、地域内で実施する具体的な工事計画等を定めるものであるため、上位計画への統合は不可能であり、個別の計画等として策定する必要がある。
38	国土交通省	国土交通省	地域通訳案内士育成等計画	通訳案内士法	54	1	市町村・都道府県	×		×	○	本計画は、地域における訪日外国人旅行者の急増や多様化するガイドへのニーズに的確に対応できる体制を整備することを目的とした計画であることから、個別の計画として策定することが望ましい。
39	農林水産省	農林水産省	増殖計画	漁業法	169	1	都道府県	×		×	○	当該計画は、内水面における第5種共同漁業権の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときに、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて定めるものであって、個別の事案に対処するために定める限定的な内容のものであり、かつ、作成手続において外部機関の意見を聴取する必要があるものであることから、他の計画と統合して定めることになじまない。
40	農林水産省	農林水産省	海区漁場計画	漁業法	62	1	都道府県	×		×	○	当該計画は、海区ごとに、当該海区に設定する漁業権について、漁場の位置、漁業の種類、漁業時期等を定めるものであり、この計画に定められた漁業権について免許の申請があった場合に、漁業権の免許をすることとされているものである。また、当該計画の作成の際は、利害関係人の意見等の意見を聴くこととされている。当該計画は、申請が予定される漁業権の具体的内容といった、限定的な内容を定めるものであり、かつ、作成手続において、利害関係人（漁業者等）の意見を聴取する必要があり計画ごとに利害関係人が異なることから、他の計画と統合して定めることになじまない。
41	農林水産省	農林水産省	内水面漁場計画	漁業法	67	1	都道府県	×		×	○	当該計画は、管轄する内水面に設定する漁業権について、漁場の位置、漁業の種類、漁業時期等を定めるものであり、この計画の内容に定められた漁業権について免許の申請があった場合に、漁業権の免許をすることとされている。また、当該計画の作成の際は、利害関係人等の意見を聴くこととされている。当該計画は、申請が予定される漁業権の具体的内容といった、限定的な内容を定めるものであり、かつ、作成手続において利害関係人（漁業者等）の意見を聴取する必要があり計画ごとに利害関係人が異なることから、他の計画と統合して定めることになじまない。
42	農林水産省	農林水産省	地区実施計画	森林病虫害等防除法	7-10	1	市町村	○		○	○	高度公益機能森林等以外で松くい虫等の被害対策を行う必要があると都道府県知事が認めた森林について、必要に応じ、市町村長が個別の被害状況等に応じて区域や防除措置の実施に必要な事項を定めるものであり、時期や期間を定めて計画的に策定をする性格のものではないため。
43	農林水産省	農林水産省	都道府県防除実施基準	森林病虫害等防除法	7-3	1	都道府県	○		○	○	森林病虫害等の薬剤による防除に際し、自然環境及び生活環境の保全の確保等のため、必要に応じ、都道府県知事がその基準を個別の被害状況等に応じて定めるものであり、時期や期間を定めて計画的に策定をする性格のものではないため。

No.	回答府省	法律の所管	地方公共団体が策定する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。） (①)	当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称	地方公共団体の総合計画等での記載の可否 (②)	個別の計画等として策定するものが望ましいもの (③)	③とする理由
44	農林水産省	農林水産省	樹種転換促進指針	森林病虫害等防除法	7-6	1	都道府県	○		○	○	高度公益機能森林の保護等のため樹種転換を促進することについて、必要に応じ、都道府県知事はその指針を個別の被害状況等に応じて定めるものであり、時期や期間を定めて計画的に策定をする性格のものではないため。
45	農林水産省	農林水産省	地区防除指針	森林病虫害等防除法	7-9	1	都道府県	○		○	○	高度公益機能森林等以外でも松くい虫等の被害対策を行うことについて、必要に応じ、都道府県知事はその指針を個別の被害状況等に応じて定めるものであり、時期や期間を定めて計画的に策定をする性格のものではないため。
46	農林水産省	農林水産省	特定漁港漁場整備事業計画	漁港漁場整備法	17	1	市町村・都道府県	×		×	○	当該計画は、地方公共団体が特定漁港漁場整備事業を行うため計画を策定するものであり、事業期間は様々である。一体的策定を行うと全体計画に事業期間が左右され、必要な時期・期間に事業を行えなくなる可能性がある。 また、国が定める「漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針」に沿った計画であるか等審査する必要があり個別に策定することが望ましいと考えられる。
47	農林水産省	農林水産省	指定有害動植物の総合防除の実施に関する計画	植物防疫法	22-3	1	都道府県	○		○		—
48	農林水産省	農林水産省	家畜改良増殖計画	家畜改良増殖法	3-3	1	都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
49	文部科学省	文部科学省	文化財保存活用大綱	文化財保護法	183-2	1	都道府県	×		○	○	異なる目的及び法律に基づき計画を策定することになるため、記載内容が幅広く煩雑になり、一般の方に理解されにくくなる可能性があるため、個別の計画として策定することが望ましい。
50	文部科学省	文部科学省	文化財保存活用地域計画	文化財保護法	183-3	1	市町村	×		○	○	異なる目的及び法律に基づき計画を策定することになるため、記載内容が幅広く煩雑になり、一般の方に理解されにくくなる可能性があるため、個別の計画として策定することが望ましい。
51	国土交通省	国土交通省	港湾計画	港湾法	3-3	1	市町村・都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	×	○	港湾法第3条の3第3項及び第5項のとおり、港湾計画を定め又は変更する際には、地方港湾審議会及び交通政策審議会に諮る必要があるところ、地方公共団体の総合計画も含め他計画と一体的策定を行い、元の港湾計画以外の部分のみ変更する場合であっても、審議会へ諮ることとなり、本来不要であった手続的成本が必要となる。
52	国土交通省	国土交通省	公募対象施設等の公募占用指針	港湾法	37-3	1	市町村・都道府県	×		×	○	公募占用指針は、港湾区域内水域等の占用許可申請を行うことができる者を公募により決定することが、港湾区域内水域等を占有する者の公平な選定等を図る上で有効と認められる施設・工作物について、港湾管理者が、占有する者の公平な選定を図るために必要な事項を定めるものであるところ、 ・港湾の開発等のマスタープランとしての役割を果たす港湾計画や、特定の政策目的の実現に資する港湾の効果的な利用等を図る特定利用推進計画及び国際旅客船拠点形成計画とは制度趣旨が異なり、かつ、内容の共通性がないため一体的策定は不適当である。 ・地方公共団体の総合計画等への記載についても、個別具体的港湾区域内水域等の占用許可申請を行うことができる者の「公募のための指針」という性質を鑑みれば、不適当である。
53	国土交通省	国土交通省	国際旅客船拠点形成計画	港湾法	50-16	1	市町村・都道府県	◎	港湾脱炭素化推進計画	×	○	地方公共団体の総合計画等への記載についても、国際旅客船拠点形成計画は、個別の国際クルーズ拠点の形成に関する取組に関する計画という特殊性に鑑みれば、不適当である。

No.	回答府省	法律の所管	地方公共団体が策定する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。） (①)	当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称	地方公共団体の総合計画等での記載の可否 (②)	個別の計画等として策定するものが望ましいもの (③)	③とする理由
54	国土交通省	国土交通省	特定利用推進計画	港湾法	50-6	1	市町村・都道府県	◎	港湾脱炭素化推進計画	×	○	地方公共団体の総合計画等への記載についても、特定利用推進計画は、特定の埠頭における輸入ばら積み貨物の海上輸送の共同化の促進に資する取組みに関する計画という特殊性に鑑みれば、不適当である。
55	総務省	総務省	研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針	地方公務員法	39	3	市町村・都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
56	厚生労働省	厚生労働省	指導監督を行うために必要な計画	社会福祉法	20		市町村・都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
57	厚生労働省	厚生労働省	市町村地域福祉計画	社会福祉法	107	1	市町村	◎	他の福祉に関する計画（重層的支援体制整備事業実施計画、老人福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針、市町村自殺対策計画、地方再犯防止推進計画等）	◎		—
58	厚生労働省	厚生労働省	都道府県地域福祉支援計画	社会福祉法	108	1	都道府県	◎	他の福祉に関する計画（老人福祉計画、介護保険事業支援計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業支援計画、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針、都道府県自殺対策計画、市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画、地方再犯防止推進計画等）	○		—
59	厚生労働省	厚生労働省	重層的支援体制整備事業実施計画	社会福祉法	106-5	1	市町村	◎	他の福祉に関する計画（市町村地域福祉計画、市町村介護保険事業計画、市町村障害福祉計画、市町村子ども・子育て支援事業計画等）	◎		—
60	農林水産省	農林水産省	農地等の利用の最適化の推進に関する指針	農業委員会等に関する法律	7	1	市町村	×		×	○	農業委員会は市町村に設置される独立した行政機関であって、当該指針は、その農業委員会における農地等の利用の最適化の推進に関する目標等を定めるものであるため。
61	農林水産省	農林水産省	飼養衛生管理指導等計画	家畜伝染病予防法	12-3-4	1	都道府県	○		○		—
62	国土交通省	国土交通省	実施に関する計画	国土調査法	5	1	都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
63	国土交通省	国土交通省	実施に関する計画	国土調査法	5	2	都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
64	国土交通省	国土交通省	実施に関する計画	国土調査法	6	1	市町村	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
65	国土交通省	国土交通省	都道府県計画	国土調査法	6-3	1	都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
66	国土交通省	国土交通省	事業計画	国土調査法	6-3	2	都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
67	国土交通省	国土交通省	実施に関する計画	国土調査法	6-4	2	市町村・都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
68	国土交通省	国土交通省	建替計画	公営住宅法	37	1	市町村・都道府県	×		×	○	本計画は、公営住宅の建替事業を施行しようとするときに定める計画であり、除却すべき公営住宅の戸数、建替事業を施行する土地の面積、建替事業により新たに整備すべき公営住宅の構造等を定める個別の事業に関する計画のため、他の計画と一体的に策定することは性質上馴染まないため。
69	農林水産省	農林水産省	地域森林計画	森林法	5	1	都道府県	○		○		—
70	農林水産省	農林水産省	市町村森林整備計画	森林法	10-5	1	市町村	○		○		—

No.	回答府省	法律の所管	地方公共団体が策定する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。） (①)	当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称	地方公共団体の総合計画等での記載の可否 (②)	個別の計画等として策定するものが望ましいもの (③)	③とする理由
71	農林水産省	農林水産省	保護水面の管理計画	水産資源保護法	21	1	都道府県	×		×	○	定期的に定める計画ではなく、指定する際に随時定める計画であるため、他の定期的に策定する計画と統合してしまうと結果的に業務を増大させてしまうことから望ましくない。他法と目的が違うので、当該計画について、他の計画に統合するのは、都道府県庁に新たな業務を発生させることとなるので、適切ではない。
72	国土交通省	国土交通省	入札占用指針	道路法	39-2	1	市町村・都道府県	×		×	○	占用入札の実施ごとに個別に策定されるものであり、一体的策定になじまない。
73	国土交通省	国土交通省	公募占用指針	道路法	48-23	1	市町村・都道府県	×		×	○	占用者の選定ごとに個別に策定されるものであり、一体的策定になじまない。
74	農林水産省	農林水産省、経済産業省	電気導入計画	農山漁村電気導入促進法	2	1	都道府県	×		×	○	本計画は、電気が（十分に）供給されていない農山漁村において、電気を導入しようとする者の申請に基づき都道府県が定めることが“できる”ものであるが、近年、電気供給が不十分な農山漁村がなくなっていることから、計画策定の実績も無い。なお、現在、計画策定により有効な制度としては日本公庫等の資金のみである。仮に今後、計画を作成するケースとしては、個別集落等への電気導入に資金を活用したい者が要請してきた場合が想定されるが、都道府県が作成主体である他の一般的な計画に関する手続きの煩雑さ・作成までの期間等に鑑みると、機動性の観点から、本計画策定の要請に応えられない危険性もあるため、個別計画としての策定が望ましいと考える。
75	文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	離島振興計画	離島振興法	4	1	都道府県	×		×	○	半島地域や豪雪地域など他の条件不利地域における計画との一体的な策定について、それぞれの計画の根拠となる法律の期限や、対象地域が異なることから、一体的な策定は困難。都道府県の総合計画等での記載の可否について、根拠となる離島振興法は時限法であり、計画についても法改正に合わせて策定が必要となる。策定期間が異なった場合に、総合計画の改訂が必要となるとともに、目標設定等の時期が異なり馴染まない。
76	文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	離島振興計画	離島振興法	4	5	都道府県	×		×	○	半島地域や豪雪地域など他の条件不利地域における計画との一体的な策定について、それぞれの計画の根拠となる法律の期限や、対象地域が異なることから、一体的な策定は困難。都道府県の総合計画等での記載の可否について、根拠となる離島振興法は時限法であり、計画についても法改正に合わせて策定が必要となる。策定期間が異なった場合に、総合計画の改訂が必要となるとともに、目標設定等の時期が異なり馴染まない。
77	文部科学省、厚生労働省、国土交通省	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	離島活性化交付金等事業計画	離島振興法	7-2	1	都道府県	×		×	○	半島地域や豪雪地域など他の条件不利地域における計画との一体的な策定について、それぞれの計画の根拠となる法律の期限や、対象地域が異なることから、一体的な策定は困難。都道府県の総合計画等での記載の可否について、根拠となる離島振興法は時限法であり、計画についても法改正に合わせて策定が必要となる。策定期間が異なった場合に、総合計画の改訂が必要となるとともに、目標設定等の時期が異なり馴染まない。
78	文部科学省	文部科学省	定時制教育及び通信教育の運営に関する総合計画運営に関する総合計画、定時制教育及び通信教育に従事する教員の現職教育の計画	高等学校の定時制教育及び通信教育振興及び通信教育に従事する教員の現職教育の計画	3	2	市町村・都道府県	◎	一体的策定が可能な計画等について特別の定めはないが、地域の実情に応じて、教育振興基本計画等に位置づけることなどを想定している。	○		—
79	国土交通省	国土交通省	事業計画	土地区画整理法	52	1	市町村・都道府県	×		×	○	本計画は個別の事業毎にそれぞれ作成されるものであるため。

No.	回答府省	法律の所管	地方公共団体が策定する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。） (①)	当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称	地方公共団体の総合計画等での記載の可否 (②)	個別の計画等として策定するものが望ましいもの (③)	③とする理由
80	国土交通省	国土交通省	換地計画	土地区画整理法	86	1	市町村・都道府県	×		×	○	本計画は個別の事業毎にそれぞれ作成されるものであるため。
81	農林水産省	農林水産省	都道府県計画	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	2-3	1	都道府県	○		○		—
82	農林水産省	農林水産省	市町村計画	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	2-4	1	市町村	○		○		—
83	農林水産省	農林水産省	集約酪農振興計画	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	3	2	都道府県	×		×	○	現在は計画の更新等がなされていないため
84	文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	奄美群島振興開発計画	奄美群島振興開発特別措置法	5	1	都道府県	×		×	○	奄美群島振興開発計画は、鹿児島県が奄美群島の振興開発を図るために策定するものであることから、奄美群島振興開発特別措置法以外の法律に基づく計画との一体的な策定について、法律の期限や対象地域が異なるため一体的な策定は困難。 また、鹿児島県の総合計画等での記載の可否について、本計画は国が定める基本方針に基づき策定する計画（努力義務）であり、法改正に合わせて策定が必要となるとともに、計画期間は5年となっている。県の総合計画は長期的な取組方針を定めた計画であり、計画目標期間が異なる。また、奄美群島は県においても限定された一地域であり、当該総合計画においても「取組方針を踏まえて実現する施策・事業等は奄美群島振興開発計画（中略）において具体化」することとしていることから、個別策定が望ましい。
85	文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	奄美群島振興開発計画	奄美群島振興開発特別措置法	5	7	都道府県	×		×	○	奄美群島振興開発計画は、鹿児島県が奄美群島の振興開発を図るために策定するものであることから、奄美群島振興開発特別措置法以外の法律に基づく計画との一体的な策定について、法律の期限や対象地域が異なるため一体的な策定は困難。 また、鹿児島県の総合計画等での記載の可否について、本計画は国が定める基本方針に基づき策定する計画（努力義務）であり、法改正に合わせて策定が必要となるとともに、計画期間は5年となっている。県の総合計画は長期的な取組方針を定めた計画であり、計画目標期間が異なる。また、奄美群島は県においても限定された一地域であり、当該総合計画においても「取組方針を踏まえて実現する施策・事業等は奄美群島振興開発計画（中略）において具体化」することとしていることから、個別策定が望ましい。
86	文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	交付金事業計画	奄美群島振興開発特別措置法	8	1	都道府県	×		×	○	鹿児島県が作成する奄美群島振興開発計画に基づき、奄美群島の特性に応じた産業の振興又は生活の利便性の向上に資する事業を実施するために、鹿児島県が作成できる計画（できる規定）であり、交付金を活用する事業の具体的内容及び目標を定める計画であること、また計画期間が必ずしも5年である必要がないことから、個別で策定することが望ましい。
87	文部科学省、厚生労働省、国土交通省	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	産業振興促進計画	奄美群島振興開発特別措置法	11	1	市町村	×		×	○	鹿児島県が作成する振興開発計画に即して、奄美群島市町村の区域の特性に応じた農林水産業、商工業、情報通信業、観光その他の産業の振興を促進するために、市町村が単独又は共同して策定できる計画（できる規定）である。市町村単独にて策定する総合計画は、長期的な取組方針を定めた計画であることから、計画目標期間が異なる。また、市町村ごとに策定する総合計画は、それぞれ策定期間が異なるため、区域の特性を生かした共同策定の機会を確保する観点からも、同時期に策定できる個別策定が望ましい。

No.	回答府省	法律の所管	地方公共団体が策定する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。） (①)	当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称	地方公共団体の総合計画等での記載の可否 (②)	個別の計画等として策定するものが望ましいもの (③)	③とする理由
88	国土交通省	国土交通省	公募設置等指針	都市公園法	5-2	1	市町村・都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○	○	本指針は、飲食店、売店等の公園施設の設置又は管理を行う者を公募により決定することが、その公平な選定や、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるものについて、公園管理者である地方公共団体等が定めることができる指針である。具体的には、公募対象公園施設の種類、場所、設置又は管理の開始の時期、使用料の額の最低額、設置等予定者を選定するための評価の基準等を定めるものであり、総合計画等に記載することは馴染まないと考えられる。
89	厚生労働省	厚生労働省	都道府県献血推進計画	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律	10	5	都道府県	◎	医療計画等	◎		—
90	文部科学省	文部科学省	教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	1-3	1	市町村・都道府県	◎	特段の定めはないが、地域の実情等に応じて、教育振興基本計画その他の計画に位置づけることなどを想定している。	◎		—
91	国土交通省	国土交通省	駐車場整備計画	駐車場法	4	1	市町村	○	総合的な交通計画等	○		—
92	環境省	環境省	(国定公園における)生態系維持回復事業計画	自然公園法	38	2	都道府県	◎	環境法令に基づく計画等(別添通知のとおり)	○		—
93	環境省	環境省	利用拠点整備改善計画	自然公園法	16-3	1	市町村・都道府県	×		×	○	策定主体が民間事業者等を含む協議会であり、認定申請も市町村(及び都道府県も可)と民間事業者による共同申請であるため。
94	環境省	環境省	利用拠点整備改善計画	自然公園法	16-7	3	市町村	×		×	○	策定主体が民間事業者等を含む協議会であり、認定申請も市町村と民間事業者による共同申請であるため。
95	環境省	環境省	自然体験活動促進計画	自然公園法	42-4	1	市町村・都道府県	×		×	○	策定主体が民間事業者等を含む協議会であり、認定申請も市町村(及び国立公園の場合は都道府県も可)と民間事業者による共同申請であるため。
96	厚生労働省	厚生労働省	水道基盤強化計画	水道法	5-3	1	都道府県	◎	水道広域化推進プラン(法定外)	◎		—
97	厚生労働省	厚生労働省	水道基盤強化計画	水道法	5-3	6	都道府県	◎	水道広域化推進プラン(法定外)	◎		—
98	文部科学省	文部科学省	学校保健計画	学校保健安全法	5		市町村・都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	×		学校保健計画の作成主体は学校であるため、作成主体が地方公共団体である総合計画等との一体的策定は困難。
99	文部科学省	文部科学省	学校安全計画	学校保健安全法	27		市町村・都道府県	×		×	○	学校ごとに、学校や地域の実情に応じた計画を策定することが必要であるため。
100	文部科学省	文部科学省	危険等発生時対処要領	学校保健安全法	29	1	市町村・都道府県	×		×	○	学校ごとに、学校や地域の実情に応じた計画を策定することが必要であるため。
101	文部科学省	文部科学省	学校安全の推進に関する計画	学校保健安全法	3	3	市町村・都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
102	国土交通省	国土交通省	事業計画	下水道法	4	1	市町村・都道府県	×		○	○	策定期間が概ね5~7年と短く、その期間に整備可能な内容について策定するため。
103	国土交通省	国土交通省	流域別下水道整備総合計画	下水道法	2-2	1	都道府県	×		×	○	流域別下水道整備総合計画は、環境基本法第16条に基づく水質環境基準の類型指定がなされている水域について、当該水域に係る下水道整備に関する総合的な基本計画であり、個々の流域において、地形や河川の流量等の自然的条件、人口数や汚水量の見通し等は異なるため。
104	国土交通省	国土交通省	事業計画	下水道法	25-23	1	市町村・都道府県	×		○	○	策定期間が概ね5~7年と短く、その期間に整備可能な内容について策定するため。
105	文部科学省	文部科学省	施設整備計画	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	12	2	市町村・都道府県	×		◎		—

No.	回答府省	法律の所管	地方公共団体が策定する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。） ①	当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称	地方公共団体の総合計画等での記載の可否 ②	個別の計画等として策定するものが望ましいもの ③	③とする理由
106	国土交通省	国土交通省	(近郊整備地帯等の) 都市計画	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	3	3	市町村・都道府県	×		×	○	都市計画は、決定に伴い計画区域内の土地に強力な私権制限がかかるなどの法的効果を生じさせるものであるため、他の計画と一体的に策定することは馴染まない。また、その決定（変更を含む。）においては私権制限の関係から住民への縦覧や都市計画審議会への付議等の手続きが課せられており、仮に他の計画と一体的に策定することとした場合、都市計画以外の計画に係る部分を変更する際に、本来であれば必要としない過大な手続きを課すこととなり、かえって地方公共団体の負担を増やすこととなる。
107	国土交通省	国土交通省	施行計画	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	18	1	市町村・都道府県	×		×	○	本計画は個別の事業毎にそれぞれ作成されるものであるため。
108	国土交通省	国土交通省	処分管理計画	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	18-2	1	市町村・都道府県	×		×	○	本計画は個別の事業毎にそれぞれ作成されるものであるため。
109	厚生労働省	厚生労働省	都道府県国民健康保険運営方針	国民健康保険法	82-2	1	都道府県	◎	医療計画 医療費適正化計画 健康増進計画 介護保険事業支援計画	○		—
110	国土交通省	国土交通省	事業計画	住宅地区改良法	5	1	市町村・都道府県	×		×	○	本計画は、住宅地区改良事業を施行しようとするときに定める計画であり、改良地区内の住宅等の用に供すべき土地の規模・配置、事業を施行する土地の区域、改良住宅の建設戸数等を定める個別の事業に関する計画のため、他の計画と一体的に策定することは性質上馴染まないため。
111	国土交通省	国土交通省	改良地区内の土地の利用に関する基本計画、住宅地区改良事業の実施計画	住宅地区改良法	6	1	市町村・都道府県	×		×	○	本計画は、住宅地区改良事業を施行しようとするときに定める計画であり、改良地区内の住宅等の用に供すべき土地の規模・配置、事業を施行する土地の区域、改良住宅の建設戸数等を定める個別の事業に関する計画のため、他の計画と一体的に策定することは性質上馴染まないため。
112	厚生労働省	厚生労働省	対象障害者の採用に関する計画	障害者の雇用の促進等に関する法律	38	1	市町村・都道府県	×		×	○	各地方公共団体は、事業主として、対象障害者の雇用に関する義務があり、障害者雇用率未達成の場合、障害者雇用率を達成するよう、当該地方公共団体における対象障害者の採用に関する計画作成を法律上義務づけている。当該計画に基づき、雇用率達成指導を行うため、他の計画と一体的に策定するのではなく、個別の計画として策定することが望ましい。
113	厚生労働省	厚生労働省	特定身体障害者の採用に関する計画	障害者の雇用の促進等に関する法律	48	1	市町村・都道府県	×		×	○	各地方公共団体は、事業主として、特定身体障害者の雇用に関する義務があり、特定身体障害者雇用率未達成の場合、障害者雇用率制度を達成するよう、当該地方公共団体における特定身体障害者の採用に関する計画作成を法律上義務づけている。当該計画に基づき、雇用率達成指導を行うため、他の計画と一体的に策定するのではなく、個別の計画として策定することが望ましい。
114	厚生労働省	厚生労働省	障害者活躍推進計画	障害者の雇用の促進等に関する法律	7-3	1	市町村・都道府県	×		×	○	本計画は、障害者を雇用する事業主として、各地方公共団体にその作成を法律上義務づけているものであり、障害者の人事管理等のPDCAサイクルの確立を通じた障害者の活躍の推進を目的としていることから、他の計画と一体的に策定するのではなく、個別の計画として策定することが望ましい。
115	農林水産省	農林水産省	果樹農業振興計画	果樹農業振興特別措置法	2-3	1	都道府県	○		○		—

No.	回答府省	法律の所管	地方公共団体が策定する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。） (①)	当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称	地方公共団体の総合計画等での記載の可否 (②)	個別の計画等として策定するものが望ましいもの (③)	③とする理由
116	国土交通省	国土交通省	生活再建計画	公共用地の取得に関する特別措置法	47	3	都道府県	×		×	○	本計画は、特定公共事業等に必要土地等を提供することによって生活の基盤を失うこととなる者が、都道府県知事等に対して、その対償についてあつせんを申し出て、都道府県知事がそれを相当と認めたときに作成するもので、作成の時期および内容は当事者によって異なることが想定されるため。
117	国土交通省	国土交通省	地方踏切道改良計画	踏切道改良促進法	4	1	市町村・都道府県	×		×	○	鉄道事業者及び道路管理者が連名で提出するものである。また、個別の踏切道ごとに計画が策定され、地方公共団体ごとに策定されるものではない。そのため、他計画との一体的策定になじまない。
118	内閣府、消防庁、総務省	内閣府、総務省、防衛省	都道府県地域防災計画	災害対策基本法	40	1	都道府県	○	水防計画 津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所、避難の経路その他住民の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項に関する計画 地方緊急対策実施計画	×	○	都道府県地域防災計画の作成主体は、都道府県防災会議となるが、総合計画等は都道府県が作成主体となり、作成の主体が異なることから、総合計画等での記載はできず、個別の計画として策定することが望ましい。
119	内閣府、消防庁、総務省	内閣府、総務省、防衛省	市町村地域防災計画	災害対策基本法	42	1	市町村	○	水防計画 津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所、避難の経路その他住民の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項に関する計画 地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画	×	○	市町村地域防災計画の作成主体は市町村防災会議となるが、総合計画等は市町村が作成主体となり、作成の主体が異なることから、総合計画等での記載はできず、個別の計画として策定することが望ましい。
120	内閣府、消防庁、総務省	内閣府、総務省、防衛省	都道府県相互間地域防災計画	災害対策基本法	43	1	都道府県	×		×	○	都道府県相互間地域防災計画の作成主体は、都道府県防災会議の協議会で、当該協議会が他の計画を作成することは想定されないため、個別の計画として策定することが望ましい。
121	内閣府、消防庁、総務省	内閣府、総務省、防衛省	市町村相互間地域防災計画	災害対策基本法	44	1	市町村	×		×	○	市町村相互間地域防災計画の作成主体は、市町村防災会議の協議会で、当該協議会が他の計画を作成することは想定されないため、個別の計画として策定することが望ましい。
122	内閣府	内閣府、総務省、防衛省	個別避難計画	災害対策基本法	49-14	1	市町村	◎	別の避難行動要支援者の個別避難計画 マイ・タイムライン(法定外)	○		—
123	国土交通省	総務省、農林水産省、国土交通省	道府県豪雪地帯対策基本計画	豪雪地帯対策特別措置法	6	1	都道府県	×		×	○	道府県豪雪地帯対策基本計画については、地域の特性に応じた豪雪地帯対策を推進することを目的として定める計画であり、豪雪地帯対策特別措置法以外の法律に基づき策定される他の計画等と一体的に策定することを想定したものではないため、個別の計画として策定することが望ましい。
124	総務省	総務省	総合整備計画	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律	3	1	市町村	○		○		—
125	総務省	総務省	都道府県計画	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律	3	6	都道府県	○		○		—
126	国土交通省	国土交通省	共同溝整備計画	共同溝の整備等に関する特別措置法	6	1	市町村・都道府県	×		×	○	共同溝整備計画単位ごとに、各占用企業者より建設負担金を徴収する形になるが、共同溝整備計画策定区間ごとに入構を希望される占用企業者が異なるため、地方公共団体ごとの策定はなく、共同溝が整備される場所ごとに策定されるものである。そのため、他計画との一体的策定になじまない。
127	厚生労働省	厚生労働省	市町村老人福祉計画	老人福祉法	20-8	1	市町村	◎	市町村介護保険事業計画等	○		—
128	厚生労働省	厚生労働省	都道府県老人福祉計画	老人福祉法	20-9	1	都道府県	◎	都道府県介護保険事業支援計画等	○		—
129	国土交通省	国土交通省	施行計画、処分計画	新住宅市街地開発法	21	1	市町村・都道府県	×		×	○	本計画は個別の事業毎にそれぞれ作成されるものであるため。
130	経済産業省	経済産業省	中小企業支援事業の実施に関する計画	中小企業支援法	4	1	都道府県	×		×	○	中小企業支援計画に基づいた計画を、都道府県において定めるかどうか、またその内容については各都道府県知事の任意であり、統合することは望ましくない。

No.	回答府省	法律の所管	地方公共団体が策定する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。） (①)	当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称	地方公共団体の総合計画等での記載の可否 (②)	個別の計画等として策定するものが望ましいもの (③)	③とする理由
131	国土交通省	国土交通省	近郊整備区域建設計画、都市開発区域建設計画	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	3	1	都道府県	×		×	○	本計画は区域毎にそれぞれ作成されるものであるため。
132	国土交通省	国土交通省	施行計画	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	24	1	市町村・都道府県	×		×	○	本計画は個別の事業毎にそれぞれ作成されるものであるため。
133	国土交通省	国土交通省	処分管理計画	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	25	1	市町村・都道府県	×		×	○	本計画は個別の事業毎にそれぞれ作成されるものであるため。
134	農林水産省、国土交通省	総務省、農林水産省、国土交通省	山村振興計画	山村振興法	8	1	市町村	×		×	○	本計画は、山村振興法（議法）に基づき、S25時点の旧市町村単位で指定された振興山村について、当該地域を管轄する市町村が、山村地域の特性に応じ、多面的機能の維持・発揮のための森林保全や山村における定住促進を図ることを旨とする法の基本理念を踏まえつつ、きめ細やかな具体の施策の実現に向けて作成できる総合的な計画であり、上位計画にあたる山村振興基本方針を定めている都道府県の同意協議を経て策定されるものである。なお、総合的計画であることから、市町村議会の承認を経て策定するよう定めている自治体と議会承認不要と判断している自治体の両者がある（法において議会承認に関する規定はなく、あくまで自治体の判断による。）。法の目的や、旧市町村単位という計画策定の細かさ、方針や施策に関する内容、さらに手続きの面で、他の一般の総合計画とは一にならないことから、個別の計画としての策定が望ましいと考える。
135	農林水産省、国土交通省	総務省、農林水産省、国土交通省	山村振興基本方針	山村振興法	7-2	1	都道府県	×		×	○	本基本方針は、山村振興法（議法）のH17の改正時に新たに規定されたもので、多面的機能の維持・発揮のための森林保全や山村における定住促進を図ることを旨とする法の基本理念を踏まえ、振興の意義及び方向に関する事項を都道府県が定めるもので、本方針に基づき振興山村を有する市町村が振興計画を定めることとされている。方針作成のタイムラグ・期間・都道府県での作成手続き等についての定めはなく、H17の創設時に各都道府県が作成して以降、現在は各都道府県の判断により必要に応じて、適宜、部分的更新が行われている。法の目的や山振計画との関係、作成（変更）手続き等に鑑みると、他の総合計画との一体的策定が適当とは考え難く、個別の計画として策定が望ましいと考える。
136	警察庁、国土交通省	警察庁、国土交通省	実施計画	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律	5	1	市町村・都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
137	農林水産省	農林水産省	生産出荷近代化計画	野菜生産出荷安定法	8	1	都道府県	×		×	○	野菜生産出荷安定法においては、野菜指定産地（原則として市町村を最小単位とした、指定野菜を一体的に出荷する一定規模以上の生産地域）の指定を受けた場合に、都道府県は、当該指定産地に係る生産出荷近代化計画を定めることとされている。生産出荷近代化計画は、産地ごとに生産する品目、品種、栽培手法、規模、生産性、出荷形態等が異なる中で、都道府県が当該産地において指定を受けた品目の安定的な出荷等を図るために、それぞれの産地ごとに関係者の意見を聴取した上で必要な具体的取組を定めるものであり、都道府県単位で策定する総合計画のような包括的な計画とは異なるため、個別計画として策定することが適当。 なお、生産出荷近代化計画策定の前提となる農林水産大臣に対する野菜指定産地の指定の申し出は都道府県の任意であり、全都道府県に一律に計画策定を求めるものではない。
138	国土交通省	国土交通省	施行計画、処分計画	流通業務市街地の整備に関する法律	25	1	市町村・都道府県	×		×	○	本計画は個別の事業毎にそれぞれ作成されるものであるため。
139	国土交通省	国土交通省	流通業務施設の整備に関する基本方針	流通業務市街地の整備に関する法律	3-2	1	都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
140	農林水産省	農林水産省	旧慣使用林野整備に関する計画	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	19		市町村	×		×	○	旧慣使用林野整備に関する計画については、旧慣使用林野の慣行的権利を消滅させ新たな権利の設定等を目的として当該旧慣使用林野を所有する市町村が策定することとされている。また、その効果は計画の認可公告により発生することとされている。については、当該計画の目的を達成することのできない他の計画との一体的策定や市町村の総合計画等での記載は制度の性格上あり得ない。
141	国土交通省	国土交通省	都市整備区域建設計画、都市開発区域建設計画、保全区域整備計画	中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備に関する法律	3	1	都道府県	×		×	○	本計画は区域毎にそれぞれ作成されるものであるため。
142	国土交通省	国土交通省	保全区域整備計画	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	3	1	都道府県	×		×	○	本計画は区域毎にそれぞれ作成されるものであるため。
143	国土交通省	国土交通省	空港周辺整備計画	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止に関する法律	9-3	2	都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
144	環境省	環境省	指定ばい煙総量削減計画	大気汚染防止法	5-2	1	都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	○		—

No.	回答府省	法律の所管	地方公共団体が策定する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。） (①)	当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称	地方公共団体の総合計画等での記載の可否 (②)	個別の計画等として策定するものが望ましいもの (③)	③とする理由
145	国土交通省	国土交通省	市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画	都市計画法	12-2	4	市町村・都道府県	×		×	○	都市計画は、決定に伴い計画区域内の土地に強力な私権制限がかかるなどの法的効果を生じさせるものであるため、他の計画と一体的に策定することは馴染まない。 また、その決定（変更を含む。）においては私権制限の関係から住民への縦覧や都市計画審議会への付議等の手続きが課せられており、仮に他の計画と一体的に策定することとした場合、都市計画以外の計画に係る部分を変更する際に、本来であれば必要としない過大な手続きを課すこととなり、かえって地方公共団体の負担を増やすこととなる。
146	国土交通省	国土交通省	基本方針	都市計画法	18-2	1	市町村	◎	・立地適正化計画 ・地域公共交通計画	○		—
147	国土交通省	国土交通省	地区計画その他の都市計画	都市計画法	58-6		市町村・都道府県	×		×	○	都市計画は、決定に伴い計画区域内の土地に強力な私権制限がかかるなどの法的効果を生じさせるものであるため、他の計画と一体的に策定することは馴染まない。 また、その決定（変更を含む。）においては私権制限の関係から住民への縦覧や都市計画審議会への付議等の手続きが課せられており、仮に他の計画と一体的に策定することとした場合、都市計画以外の計画に係る部分を変更する際に、本来であれば必要としない過大な手続きを課すこととなり、かえって地方公共団体の負担を増やすこととなる。
148	国土交通省	国土交通省	基本方針	都市計画法	87-2	3	市町村	◎	・立地適正化計画 ・地域公共交通計画	○		—
149	国土交通省	国土交通省	事業計画	都市再開発法	51	1	市町村・都道府県	×		×	○	本計画は個別の事業毎にそれぞれ作成されるものであるため。
150	国土交通省	国土交通省	管理処分計画	都市再開発法	118-6	1	市町村・都道府県	×		×	○	本計画は個別の事業毎にそれぞれ作成されるものであるため。
151	国土交通省	国土交通省	権利変換計画	都市再開発法	72	1	市町村・都道府県	×		×	○	本計画は個別の事業毎にそれぞれ作成されるものであるため。
152	国土交通省	国土交通省	建築計画	都市再開発法	99-4		市町村・都道府県	×		×	○	本計画は個別の事業毎にそれぞれ作成されるものであるため。
153	農林水産省	農林水産省	農業振興地域整備基本方針	農業振興地域の整備に関する法律	4	1	都道府県	×		○	○	都道府県の総合計画等の中に記載することを妨げないが、当該方針は、都道府県管内の区域ごとに確保すべき農用地等の面積の目標・農業振興地域の指定等を行うものであるところ、その策定事項は、国の農用地等の確保等に関する基本指針に定められた事項とそれぞれ整合していることが必要であり、また、策定の手続きにあたっては、関係市町村、学識経験者に意見聴取をすることから、個別の計画等として策定することが望ましい。
154	農林水産省	農林水産省	農業振興地域整備計画	農業振興地域の整備に関する法律	8	1	市町村	×		×	○	当該計画は、農業振興地域の整備のためのマスタープラン部分だけでなく農用地等として利用すべき土地の区域（個人の土地の所在・地番）及びその区域内の土地の農業上の用途区分など地域の土地利用の具体的な計画を定めるものであること、また、地域の農用地の利用計画については、経済事情の変動その他情勢の推移等により、随時変更を行うものであることから、他の計画等との一体的策定や地方公共団体の総合計画等での記載等はなじまないため、個別の計画等として策定することが望ましい。
155	農林水産省	農林水産省	農業振興地域整備計画	農業振興地域の整備に関する法律	9	1	都道府県	×		×	○	当該計画は、農業生産基盤の整備等についてその受益が広域にわたる場合など市町村整備計画においてではなく、広域の見地から定めることが相当である内容を、都道府県が当該都道府県内の特定の地域を対象に定めることができるとしているものであることから、他の計画等との一体的策定や地方公共団体の総合計画等での記載等はなじまないため、個別の計画等として策定することが望ましい。
156	農林水産省	農林水産省	交換分合計画	農業振興地域の整備に関する法律	13-2	3	市町村	×		×	○	当該計画は、農用地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保を目的として、土地の交換のために作成するものであり、交換分合する土地や権利者の氏名等私人の権利関係を記載するものであるため、他の計画等との一体的策定や地方公共団体の総合計画等での記載等はなじまないため、個別の計画等として策定することが望ましい。
157	厚生労働省	厚生労働省	都道府県職業能力開発計画	職業能力開発促進法	7	1	都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
158	国土交通省	国土交通省	小笠原諸島振興開発計画	小笠原諸島振興開発特別措置法	6	1	都道府県	×		×	○	小笠原諸島振興開発計画は、東京都が小笠原諸島の振興開発を図るために策定するものであることから、小笠原諸島振興開発特別措置法以外の法律に基づく計画との一体的な策定について、法律の期限や対象地域が異なるため一体的な策定は困難。 また、都の総合計画等での記載の可否について、本計画は国が定める基本方針に基づき策定する計画（努力義務）であり、法改正に合わせて策定が必要となるとともに、計画期間は5年となっている。都の総合計画は長期的な取組方針を定めた計画であり、計画目標期間が異なる。また、小笠原諸島は東京都においても限定された一地域であることから、個別策定が望ましい。

No.	回答府省	法律の所管	地方公共団体が策定する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。） (①)	当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称	地方公共団体の総合計画等での記載の可否 (②)	個別の計画等として策定するものが望ましいもの (③)	③とする理由
159	国土交通省	国土交通省	小笠原諸島振興開発計画	小笠原諸島振興開発特別措置法	6	6	都道府県	×		×	○	小笠原諸島振興開発計画は、東京都小笠原諸島の振興開発を図るために策定するものであることから、小笠原諸島振興開発特別措置法以外の法律に基づく計画との一体的な策定について、法律の期限や対象地域が異なるため一体的な策定は困難。 また、都の総合計画等での記載の可否について、本計画は国が定める基本方針に基づき策定する計画（努力義務）であり、法改正に合わせて策定が必要となるとともに、計画期間は5年となっている。都の総合計画は長期的な取組方針を定めた計画であり、計画目標期間が異なる。また、小笠原諸島は東京都においても限定された一地域であることから、個別策定が望ましい。
160	国土交通省	国土交通省	産業振興促進計画	小笠原諸島振興開発特別措置法	11	1	市町村	×		×	○	東京都が作成する振興開発計画に即して、小笠原諸島の特性に応じた農林水産業、商工業、情報通信業、観光その他の産業の振興を促進するために策定できる計画（できる規定）である。村単独にて策定する総合計画は長期的な取組方針を定めた計画であることから、計画目標期間が異なるため、個別策定が望ましい。
161	国土交通省	国土交通省	交換分合計画	小笠原諸島振興開発特別措置法	22	1	都道府県	×		×	○	本計画は、東京都が作成する振興開発計画に基づく効率的な農用地の開発のため、都が必要があるとき定めることができる計画（できる規定）となっている。本計画は、強制疎開から帰島した際に、旧農地がジャングル化しており、再度農地として開発するためには土地の集団化をしなければ必要な公共投資を行うことが困難であったため、未墾地の状態で交換分合を行い、土地改良事業を有効に行い得よう創設された手続き規定に基づくものとなっている。また、他地域の交換分合計画と異なり、農地に限定されていない。このことから、小笠原諸島特有の課題に対するものであり、小笠原諸島振興開発特別措置法以外の法律に基づく計画との一体的な策定には馴染まず、個別策定が望ましい。
162	国土交通省	国土交通省	周辺開発地区整備計画	筑波研究学園都市建設法	8	1	都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
163	内閣府	内閣府	都道府県障害者計画	障害者基本法	11	2	都道府県	◎	障害福祉計画 障害児福祉計画 道府県地域福祉支援計画 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画 等	◎		—
164	内閣府	内閣府	市町村障害者計画	障害者基本法	11	3	市町村	◎	障害福祉計画 障害児福祉計画 市町村地域福祉支援計画 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画 等	◎		—
165	内閣府	内閣府	都道府県交通安全計画	交通安全対策基本法	25	1	都道府県	○	地域公共交通計画 等	○		—
166	内閣府	内閣府	都道府県交通安全実施計画	交通安全対策基本法	25	3	都道府県	○	地域交通プラン(法定外) 等	○		—
167	内閣府	内閣府	市町村交通安全計画	交通安全対策基本法	26	1	市町村	○	地域公共交通計画 自転車等の駐車対策に関する総合計画 等	○		—
168	内閣府	内閣府	市町村交通安全実施計画	交通安全対策基本法	26	4	市町村	○	地域交通プラン(法定外) 等	○		—
169	環境省	環境省	費用負担計画	公害防止事業費事業者負担法	6	1	市町村・都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	○		—
170	環境省	環境省	一般廃棄物処理計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	6	1	市町村	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	○		—
171	環境省	環境省	廃棄物処理計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	5-5	1	都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	◎		—
172	環境省	環境省	測定計画	水質汚濁防止法	16	1	都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	○		—
173	環境省	環境省	生活排水対策推進計画	水質汚濁防止法	14-9	1	市町村	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	○		—
174	環境省	環境省	総量削減計画	水質汚濁防止法	4-3	1	都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	○		—
175	環境省	農林水産省、環境省	対策計画	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	5	1	都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	○		—
176	農林水産省	農林水産省	開発計画	海洋水産資源開発促進法	7	1	都道府県	×		×	○	当該計画は、都道府県の沿岸海域のうち、基本方針に定める自然的条件に合致した特定の区域（開発区域）に関して定めるもので、策定手続においては関係市町村の意見を聴くこととなり、また、策定するかどうかについて都道府県の裁量があるものであることから、他の計画や総合計画と一体的に定めることになじまない。

No.	回答府省	法律の所管	地方公共団体が策定する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。） (①)	当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称	地方公共団体の総合計画等での記載の可否 (②)	個別の計画等として策定するものが望ましいもの (③)	③とする理由
177	厚生労働省	厚生労働省	地域高齢者就業機会確保計画	高齢者等の雇用の安定等に関する法律	34	1	市町村・都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○	○	本計画は、雇用保険法第62条又は第63条に規定する事業を行うために当該事業実施主体である協議会と協議の上、地方公共団体が策定するものであり、企画競争により採択と評価された地方公共団体（協議会）のみが、計画書に掲げる取組を最長3年間実施可能となるものである。事業実施に際しては、策定した計画について厚生労働大臣の同意を得る必要があることから、本計画として個別に計画等を策定することが望ましいこと。
178	厚生労働省、農林水産省、経済産業省	厚生労働省、農林水産省、経済産業省	基本計画	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律	4	1	都道府県	×		○	○	都道府県の総合計画等の中に記載することを妨げないが、市町村が実施計画を定めるに当たっての導入産業や事業者等の目標設定の考え方、農地等との土地利用の調整における方針について、実態を踏まえて具体的に定めるものであるため、個別に作成することが望ましい。
179	厚生労働省、農林水産省、経済産業省	厚生労働省、農林水産省、経済産業省	実施計画	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律	5	1	市町村	×		×	○	地域の実態を踏まえ、産業導入の区域、導入すべき産業の業種及び規模等を定めるものであるため。 また、所得税の軽減等の措置や農地法等の特例措置に関し、基本計画に即して、即地的に作成される計画であるため。
180	国土交通省	国土交通省	施行計画	新都市基盤整備法	22		市町村・都道府県	×		×	○	本計画は個別の事業毎にそれぞれ作成されるものであるため。
181	国土交通省	国土交通省	換地計画	新都市基盤整備法	30	1	市町村・都道府県	×		×	○	本計画は個別の事業毎にそれぞれ作成されるものであるため。
182	国土交通省	国土交通省	処分計画	新都市基盤整備法	44	1	市町村・都道府県	×		×	○	本計画は個別の事業毎にそれぞれ作成されるものであるため。
183	国土交通省	国土交通省	土地の造成及びその土地の上に建設されることとなる施設の建設に関する実施計画	新都市基盤整備法	49	1	市町村・都道府県	×		×	○	本計画は個別の事業毎にそれぞれ作成されるものであるため。
184	国土交通省	国土交通省	集団移転促進事業計画	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律	3	1	市町村	×		×	○	集団移転促進事業計画は、災害が発生した地域又は災害危険区域等のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するための防災集団移転促進事業を実施するにあたり、法律に基づき地方公共団体が策定する事業計画であることから、他の計画と一体的に策定することは馴染まない。 また、事業計画の策定にあたっては、あらかじめ国土交通大臣の同意並びに関係行政機関の長との協議が必要となり、これは、事業計画の変更の際にも同様となるため、仮に他の計画と一体的に策定することとした場合、事業計画の策定及び変更の際に過大な手続きを課すこととなり、地方公共団体の負担を増やすこととなる。
185	国土交通省	国土交通省	集団移転促進事業計画	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律	6		都道府県	×		×	○	集団移転促進事業計画は、災害が発生した地域又は災害危険区域等のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するための防災集団移転促進事業を実施するにあたり、法律に基づき地方公共団体が策定する事業計画であることから、他の計画と一体的に策定することは馴染まない。 また、事業計画の策定にあたっては、あらかじめ国土交通大臣の同意並びに関係行政機関の長との協議が必要となり、これは、事業計画の変更の際にも同様となるため、仮に他の計画と一体的に策定することとした場合、事業計画の策定及び変更の際に過大な手続きを課すこととなり、地方公共団体の負担を増やすこととなる。
186	内閣府	内閣府、農林水産省	避難施設緊急整備計画	活動火山対策特別措置法	14	1	都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
187	農林水産省	内閣府、農林水産省	防災営農施設整備計画	活動火山対策特別措置法	19	1	都道府県	○		○		—
188	農林水産省	内閣府、農林水産省	防災林業経営施設整備計画	活動火山対策特別措置法	19	2	都道府県	○		○		—
189	農林水産省	内閣府、農林水産省	防災漁業経営施設整備計画	活動火山対策特別措置法	19	3	都道府県	○		○		—
190	国土交通省	国土交通省	基本計画	都市緑地法	4	1	市町村	○		○		—
191	国土交通省	国土交通省	緑地保全計画	都市緑地法	6	1	市町村・都道府県	○		○		—
192	環境省	環境省	動物愛護管理推進計画	動物の愛護及び管理に関する法律	6	1	都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	○		—
193	環境省	環境省	府県計画	瀬戸内海環境保全特別措置法	4	1	都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	○		—
194	環境省	環境省	栄養塩類管理計画	瀬戸内海環境保全特別措置法	12-6	1	都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	○		—
195	農林水産省	農林水産省	水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画	沿岸漁場整備開発法	7-2	1	都道府県	×		○		—

No.	回答府省	法律の所管	地方公共団体が策定する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。） (①)	当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称	地方公共団体の総合計画等での記載の可否 (②)	個別の計画等として策定するものが望ましいもの (③)	③とする理由
196	文部科学省、経済産業省	文部科学省、経済産業省	公共用施設整備計画	発電用施設周辺地域整備法	4	1	都道府県	○	地域振興計画（法定外）等	○		—
197	文部科学省、経済産業省	文部科学省、経済産業省	利便性向上等事業計画	発電用施設周辺地域整備法	10	1	都道府県	×		○		—
198	国土交通省	国土交通省	都道府県計画	国土利用計画法	7	1	都道府県	◎	土地利用基本計画	○		—
199	国土交通省	国土交通省	市町村計画	国土利用計画法	8	1	市町村	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
200	国土交通省	国土交通省	土地利用基本計画	国土利用計画法	9	1	都道府県	◎	国土利用計画（都道府県計画）	○		—
201	環境省	環境省	合理化事業計画	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法	3	1	市町村	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	○		—
202	国土交通省	国土交通省	事業計画	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	52	1	市町村・都道府県	×		×	○	本計画は個別の事業毎にそれぞれ作成されるものであるため。
203	国土交通省	国土交通省	換地計画	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	72	1	市町村・都道府県	×		×	○	本計画は個別の事業毎にそれぞれ作成されるものであるため。
204	総務省、国土交通省	総務省、経済産業省、国土交通省	石油コンビナート等防災計画	石油コンビナート等災害防止法	31	1	都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	×	○	他の計画と一体的に整備することは消防庁として妨げないが、本計画は以下の理由から、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第31条において、同じ災害対策法制（災害対策基本法）における防災計画である都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画とも別に作成するものとされている。 (1)限られた区域を対象とし、災害の態様も特殊であるので、当該区域の特殊性に応じた個別具体的な計画を作成する必要があること。 (2)地域防災計画は都道府県と市町村のいずれにおいても作成することとなるが、本計画が対象とする特別防災区域の様な限られた区域については、都道府県と市町村が一つの防災計画を作成し、一体となった防災対策を講ずること合理的であること。 (3)地域防災計画は、行政機関中心の計画であるが、本計画に係る防災については、事業者が第一の責任があり、事業者が重要な役割を果たすものであることから、行政機関とともに事業者も積極的に参加した総合的な計画を作成し、対策を推進する必要があること。 ※「石油コンビナート等災害防止法の解説」（昭和51年5月・消防庁防災課編著）163頁参照 他の計画との一体的な策定については、上記の立法趣旨を踏まえ慎重に対応すべきものとする。
205	総務省、国土交通省	総務省、経済産業省、国土交通省	緑地等の設置に関する計画	石油コンビナート等災害防止法	33	1	市町村・都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
206	国土交通省	国土交通省	航空機騒音対策基本方針	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法	3	1	都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
207	農林水産省	農林水産省	基本構想	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法	2-2	1	都道府県	○	林業労働力の確保の促進に関する基本計画（本リストNo.277）	○	○	林業全体の計画の中で記載することは妨げないが、林業経営、木材の生産流通に関する施策の重要性を鑑み、個別に計画を策定することが望ましい。
208	警察庁、国土交通省	警察庁、国土交通省	沿道地区計画	幹線道路の沿道の整備に関する法律	9	1	市町村	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	◎		—
209	警察庁、国土交通省	警察庁、国土交通省	沿道整備権利移転等促進計画	幹線道路の沿道の整備に関する法律	10-2	1	市町村	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
210	警察庁、国土交通省	警察庁、国土交通省	道路交通騒音減少計画	幹線道路の沿道の整備に関する法律	7-2	1	市町村・都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
211	国土交通省	国土交通省	明日香村整備計画	明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法	4	2	都道府県	○		○	○	本計画は、奈良県が明日香村特別措置法を踏まえて策定する計画であり、明日香村について個別具体的な記載を行う必要があるため、総合計画を含む他計画との内容の重複が少ないことが見込まれるため、他計画との共同策定によるメリットは高くはないと考えられる。
212	内閣府	内閣府	地震対策緊急整備事業計画	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	2	1	都道府県	◎	国土強靱化地域計画	○		—
213	農林水産省	農林水産省	基本方針	農業経営基盤強化促進法	5	1	都道府県	×		○		都道府県が策定する計画等の中で、法第5条第2項に掲げる事項（効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標等）が記載されているのであれば、一体的策定とすることも差し支えない。
214	農林水産省	農林水産省	基本構想	農業経営基盤強化促進法	6	1	市町村	×		○		市町村が策定する計画等の中で、法第6条第2項に掲げる事項（農業経営基盤の強化の促進に関する目標等）が記載されているのであれば、一体的策定とすることも差し支えない。

No.	回答府省	法律の所管	地方公共団体が策定する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。） (①)	当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称	地方公共団体の総合計画等での記載の可否 (②)	個別の計画等として策定するものが望ましいもの (③)	③とする理由
215	農林水産省	農林水産省	地域農業経営基盤強化促進計画	農業経営基盤強化促進法	19	1	市町村	×		×	○	地域計画は、（市町村で1つ策定するものではなく）集落ごとに策定されるものであり、市町村全体として策定する計画等とは単位が異なるため。
216	内閣府、警察庁、国土交通省	内閣府、警察庁、文部科学省、経済産業省、国土交通省	総合計画	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律	7	1	市町村	○	市町村交通安全計画 地域公共交通計画 等	○		—
217	厚生労働省	厚生労働省	都道府県医療費適正化計画	高齢者の医療の確保に関する法律	9	1	都道府県	◎	医療計画 介護保険事業支援計画	○		—
218	厚生労働省	厚生労働省	基本的な方針	高齢者の医療の確保に関する法律	125-2	1	市町村	×		×	○	基本的な方針は、市町村が後期高齢者医療広域連合からの高齢者保健事業の委託事業内容に沿って定めるものであり、個別計画としての策定が望ましい。
219	国土交通省	内閣府、外務省、国土交通省	北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律	6	1	都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
220	環境省・国土交通省	環境省・国土交通省	設置計画	浄化槽法	12-5	1	市町村	◎	生活排水処理施設整備計画（法定外）	○		—
221	農林水産省	農林水産省	地力増進対策指針	地力増進法	6	1	都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
222	環境省	環境省	湖沼水質保全計画	湖沼水質保全特別措置法	4	1	都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	◎		—
223	環境省	環境省	湖沼総量削減計画	湖沼水質保全特別措置法	23	1	都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	◎		—
224	環境省	環境省	流出水対策推進計画	湖沼水質保全特別措置法	26	1	都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	◎		—
225	文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	半島振興計画	半島振興法	3	1	都道府県	×		×	○	半島振興計画は、都道府県の申請に基づき二以上の市町村の区域からなる半島振興対策実施地域として指定された地域について、一体として総合的な半島振興に関する措置を講ずるために関係市町村と協議した上で関係都道府県によって当該半島振興対策実施地域の広域のかつ総合的な振興に関し必要な事項について定めるものであることから、半島振興法以外の法律に基づき一の地方公共団体によって策定される他の計画等との一体的な策定は困難。
226	文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	産業振興促進計画	半島振興法	9-2	1	市町村	×		×	○	産業振興促進計画は、市町村が単独又は共同して、当該半島振興対策実施地域の広域のかつ総合的な振興に関し必要な事項について定める半島振興計画に即して策定するものであることから、半島振興法以外の法律に基づき策定される他の計画等との一体的な策定は困難。
227	厚生労働省	厚生労働省	地域雇用開発計画	地域雇用開発促進法	5	1	都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
228	厚生労働省	厚生労働省	地域雇用創造計画	地域雇用開発促進法	6	1	市町村・都道府県	◎	地域再生計画	○		—
229	農林水産省、国土交通省	農林水産省、国土交通省	集落地域整備基本方針	集落地域整備法	4	1	都道府県	×		×	○	当該方針は、法律の趣旨に沿った特定の集落地域において定める基本方針であり、個別の計画等として策定することが望ましい。
230	農林水産省、国土交通省	農林水産省、国土交通省	集落農業振興地域整備計画	集落地域整備法	7	1	市町村	×		×	○	当該計画は、特定の集落地域において、地域の特性にふさわしい農地及び農業用施設の整備を一体的に推進する必要がある場合に、区域（個人の土地の所在・地番）を定め策定するものであること、また、より即地的で具体性をもった農業上の土地利用計画等を集落地域の農業者等の意向と合意形成を踏まえて策定するものであり、状況に応じ随時変更を行うものであることから、他の計画等との一体的策定や地方公共団体の総合計画等での記載等はなじまないため、個別の計画等として策定することが望ましい。
231	農林水産省、国土交通省	農林水産省、国土交通省	交換分合計画	集落地域整備法	11	2	市町村	×		×	○	当該計画は、特定の集落地域において、交換分合する土地や権利者の氏名等私人の権利関係を記載するものであるため、個別の計画等として策定すること望ましい。
232	農林水産省、国土交通省	総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	基本構想	総合保養地域整備法	5	1	都道府県	×		×	○	当基本構想は、良好な自然条件を有する土地を含む相当規模の地域である等の要件を備えた地域について、国民が余暇等を利用して滞在しつつ行うスポーツ、レクリエーション、教養文化活動、休養、集会等の多様な活動に資するための総合的な機能の整備に関する事項を定めるものであり、個別の計画としての策定が望ましいと考える。
233	国土交通省	国土交通省	建設計画	関西文化学術研究都市建設促進法	5	1	都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
234	農林水産省、国土交通省	国土交通省	振興拠点地域基本構想	多極分散型国土形成促進法	7	1	市町村・都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—

No.	回答府省	法律の所管	地方公共団体が策定する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。） (①)	当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称	地方公共団体の総合計画等での記載の可否 (②)	個別の計画等として策定するものが望ましいもの (③)	③とする理由
235	農林水産省、国土交通省	国土交通省	業務核都市基本構想	多極分散型国土形成促進法	23	1	市町村・都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
236	国土交通省	総務省、国土交通省	基本計画	大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法	4	1	都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
237	厚生労働省	厚生労働省	都道府県計画	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律	4	1	都道府県	◎	医療計画	○		—
238	厚生労働省	厚生労働省	市町村計画	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律	5	1	市町村	○	介護保険事業計画	○		—
239	農林水産省、国土交通省	農林水産省、国土交通省	基本方針	市民農園整備促進法	3	1	都道府県	○		○		—
240	農林水産省、国土交通省	農林水産省、国土交通省	交換分合計画	市民農園整備促進法	5	2	市町村	○		○		—
241	文部科学省、経済産業省	文部科学省、経済産業省	基本構想	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律	5	1	都道府県	×		○	○	当該基本構想は、法第5条第3項の規定により、作成又は変更しようとするときにはあらかじめ関係市町村に協議しなければならない。このため、都道府県の総合計画等、作成又は変更する際に関係市町村との協議を要しない他の計画と区別して策定することが望ましい。
242	農林水産省	農林水産省	都道府県計画	獣医療法	11	1	都道府県	○		○		—
243	環境省	環境省	施設整備方針	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律	11	1	市町村・都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	◎		—
244	環境省	環境省	窒素酸化物重点対策計画	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	16	1	都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	○		—
245	環境省	環境省	粒子状物質重点対策計画	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	18	1	都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	○		—
246	環境省	環境省	窒素酸化物総量削減計画	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	7	1	都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	○		—
247	環境省	環境省	粒子状物質総量削減計画	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	9	1	都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	○		—
248	国土交通省	総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	拠点整備土地区画整理事業の事業計画	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	26		市町村・都道府県	×		×	○	本計画は個別の事業毎にそれぞれ作成されるものであるため。
249	農林水産省、国土交通省	総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	基本計画	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	6	1	市町村	×		×	○	当基本計画は、地方の発展の拠点となるべき地域として道府県知事が指定する地方拠点都市地域について、広域の見地から、都市機能の集積又は住宅及び住宅地の供給等居住環境の整備を図るための事業に関する事項を定めるものであり、個別の計画としての策定が望ましいと考える。
250	文部科学省、国土交通省	総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	基本計画	地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律	4	1	都道府県	×		×	○	本基本計画は、地域の固有の歴史、文化等を色濃く反映した伝統的な芸能及び風俗慣習の活用行事を通じて、地域振興をはかるといふ個別具体的な目的のために策定されるものであるため、他の計画との一体的な策定にはなじまないから。
251	国土交通省	国土交通省、総務省、経済産業省、環境省	整備計画	大阪湾臨海地域開発整備法	7	1	市町村・都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
252	経済産業省	経済産業省	事業継続力強化支援計画	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	5	1	市町村	×		×	○	本計画は市町村と商工会・商工会議所が共同主体として作成する計画であり、地方公共団体の総合計画等で記載することにより商工会・商工会議所の主体性を損ねてしまうことになるため。
253	経済産業省	経済産業省	事業継続力強化支援計画	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	5	2	市町村	×		×	○	本計画は市町村と商工会・商工会議所が共同主体として作成する計画であり、地方公共団体の総合計画等で記載することにより商工会・商工会議所の主体性を損ねてしまうことになるため。
254	経済産業省	経済産業省	事業継続力強化支援計画	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	5	3	市町村	×		×	○	本計画は市町村と商工会・商工会議所が共同主体として作成する計画であり、地方公共団体の総合計画等で記載することにより商工会・商工会議所の主体性を損ねてしまうことになるため。
255	経済産業省	経済産業省	経営発達支援計画	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	7	1	市町村	×		×	○	本計画は市町村と商工会・商工会議所が共同主体として作成する計画であり、地方公共団体の総合計画等で記載することにより商工会・商工会議所の主体性を損ねてしまうことになるため。
256	経済産業省	経済産業省	経営発達支援計画	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	7	2	市町村	×		×	○	本計画は市町村と商工会・商工会議所が共同主体として作成する計画であり、地方公共団体の総合計画等で記載することにより商工会・商工会議所の主体性を損ねてしまうことになるため。

No.	回答府省	法律の所管	地方公共団体が策定する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。） (①)	当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称	地方公共団体の総合計画等での記載の可否 (②)	個別の計画等として策定するものが望ましいもの (③)	③とする理由
257	経済産業省	経済産業省	経営発達支援計画	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	7	3	市町村	×		×	○	本計画は市町村と商工会・商工会議所が共同主体として作成する計画であり、地方公共団体の総合計画等で記載することにより商工会・商工会議所の主体性を損ねてしまうことになるため。
258	農林水産省、国土交通省	総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	所有権移転等促進計画	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律	8	1	市町村	×		×	○	本計画は、特定農山村地域を有する市町村が、地域の創意工夫を生かしつつ農林業等の活性化のための基盤の整備を促進するために、所有権の移転等に関わる者の住所・氏名、移転手続の時期や支払い対価・方法等、具体かつ微細な事項であり、個別の計画としての策定が望ましいと考える。
259	農林水産省、国土交通省	総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	農林業等活性化基盤整備計画	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律	4	1	市町村	×		×	○	本計画は、特定農山村地域を有する市町村が、地域の創意工夫を生かしつつ農林業等の活性化のための基盤の整備を促進するために、所有権の移転等に関わる者の住所・氏名、移転手続の時期や支払い対価・方法等、具体かつ微細な事項であり、個別の計画としての策定が望ましいと考える。
260	環境省	環境省	公害防止計画	環境基本法	17		都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	○		—
261	厚生労働省、農林水産省、国土交通省	厚生労働省、農林水産省、国土交通省	都道府県計画	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律	5	1	都道府県	◎	特定水道利水障害を防止するため指定水域の水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画	○		—
262	厚生労働省、農林水産省、国土交通省	厚生労働省、農林水産省、国土交通省	河川管理者事業計画	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律	7	1	市町村・都道府県	◎	特定水道利水障害を防止するため指定水域の水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画	○		—
263	環境省	環境省	水質保全計画	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法	5	1	都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	◎		—
264	農林水産省	農林水産省	基本方針	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律	4	1	都道府県	×		×	○	本基本方針は、定期的に見直す必要があるものではなく、基本方針を必要とする都道府県は作成済みであり、新たに他の計画と統合して策定する必要がないため。
265	農林水産省	農林水産省	市町村計画	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律	5	1	市町村	×		×	○	本市町村計画は、定期的に見直す必要があるものではなく、計画を必要とする市町村は作成済みであり、新たに他の計画と統合して策定する必要がないため。
266	国土交通省	国土交通省	電線共同溝整備計画	電線共同溝の整備等に関する特別措置法	5	2	市町村・都道府県	×		×	○	電線共同溝整備計画単位ごとに、各占用企業者より建設負担金を徴収する形になるが、電線共同溝整備計画策定区間毎に入構を希望される占用企業者が異なるため、地方公共団体ごとの策定ではなく、電線共同溝が整備される場所ごとに策定されるものである。そのため、他計画との一体的策定になじまない。
267	国土交通省	国土交通省	電線共同溝増設計画	電線共同溝の整備等に関する特別措置法	8	3	市町村・都道府県	×		×	○	電線共同溝増設計画単位毎に、各占用企業者より建設負担金を徴収する形になるが、電線共同溝増設計画単位毎に入構を希望される占用企業者が異なるため、地方公共団体ごとの策定ではなく、電線共同溝が増設される場所ごとに策定されるものである。そのため、他計画との一体的策定になじまない。
268	内閣府	内閣府	特定事業の見通し	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法	13	1	市町村・都道府県	×		○		—
269	内閣府	内閣府	特定事業の見通し	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法	18-3	1	市町村・都道府県	×		○		—
270	内閣府	内閣府	市町村総合整備計画	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法	20	1	市町村	◎	県総合整備計画（県総合整備計画が策定されている場合は、市総合整備計画は定めない。）	○		—
271	内閣府	内閣府	県総合整備計画	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法	21	1	都道府県	○	市町村総合整備計画	○		—
272	内閣府	内閣府、文部科学省	地震防災緊急事業五箇年計画	地震防災対策特別措置法	2	1	都道府県	◎	国土強靱化地域計画	○		—
273	環境省	環境省	市町村分別収集計画	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律	8	1	市町村	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	○		—
274	環境省	環境省	都道府県分別収集促進計画	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律	9	1	都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	○		—

No.	回答府省	法律の所管	地方公共団体が策定する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。） (①)	当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称	地方公共団体の総合計画等での記載の可否 (②)	個別の計画等として策定するものが望ましいもの (③)	③とする理由
275	国土交通省	国土交通省	都道府県耐震改修促進計画	建築物の耐震改修の促進に関する法律	5	1	都道府県	◎	都道府県計画（住生活基本法第17条） 地域住宅計画（地域住宅特別措置法第6条） 都道府県高齢者居住安定確保計画（高齢者居住安定確保法第4条） 都道府県賃貸住宅供給促進計画（住宅セーフティネット法第5条） マンション管理適正化推進計画（マンション管理適正化法第3条の2） 公営住宅等長寿命化計画（公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱第2第1項第15号）	○		—
276	国土交通省	国土交通省	市町村耐震改修促進計画	建築物の耐震改修の促進に関する法律	6	1	市町村	◎	市町村計画（住生活基本計画（任意策定）） 地域住宅計画（地域住宅特別措置法第6条） 空家等対策計画（空家等対策特別措置法第6条） 市町村高齢者居住安定確保計画（高齢者居住安定確保法第4条の2） 市町村賃貸住宅供給促進計画（住宅セーフティネット法第6条） マンション管理適正化推進計画（マンション管理適正化法第3条の2） 公営住宅等長寿命化計画（公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱第2第1項第15号） 社会資本総合整備計画（社会資本整備総合交付金交付要綱第3第一号）	○		—
277	農林水産省	厚生労働省、農林水産省	基本計画	林業労働力の確保の促進に関する法律	4	1	都道府県	○	林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想（本リストNo.207）	○	○	林業全体の計画の中で記載することは妨げないが、林業の雇用に関する施策の重要性を鑑み、個別に計画を策定することが望ましい。
278	国土交通省	国土交通省	事業計画	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	179	1	市町村・都道府県	×		×	○	本計画は防災街区整備事業を施行しようとするときに定めなければならない施行規定及び事業計画であり、個別の事業に関する計画のため、政策の方針を示すような他の計画と一体的に策定することは性質上馴染まないため。
279	国土交通省	国土交通省	権利変換計画	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	204	1	市町村・都道府県	×		×	○	本計画は防災街区整備事業の権利変換に関する計画であり、個別の事業に関する計画のため、政策の方針を示すような他の計画と一体的に策定することは性質上馴染まないため。
280	国土交通省	国土交通省	特定防災施設建築物の建築計画並びに管理及び処分に関する計画	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	237		市町村・都道府県	×		×	○	本計画は特定防災施設建築物の建築計画、管理及び処分に関する計画であり、個別の事業に関する計画のため、政策の方針を示すような他の計画と一体的に策定することは性質上馴染まないため。
281	国土交通省	国土交通省	防災街区整備権利移転等促進計画	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	34	1	市町村	×		×	○	本計画は防災街区の整備を促進するため、権利の移転等を促進する事業を行おうとするときに定める計画であり、個別の事業に関する計画のため、政策の方針を示すような他の計画と一体的に策定することは性質上馴染まないため。
282	国土交通省	国土交通省	外客来訪促進計画	外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律	5	1	都道府県	×		×	○	本計画の策定に当たっては、観光庁長官の同意が必要とされているところ、他の計画の策定をもって、観光庁長官が本計画の策定に同意したもとは見なせないため。
283	厚生労働省	厚生労働省	市町村介護保険事業計画	介護保険法	117	1	市町村	◎	市町村老人福祉計画等	○		—
284	厚生労働省	厚生労働省	都道府県介護保険事業支援計画	介護保険法	118	1	都道府県	◎	都道府県老人福祉計画等	○		—
285	農林水産省、国土交通省	農林水産省、国土交通省	基本方針	優良田園住宅の建設の促進に関する法律	3	1	市町村	○	市町村計画（住生活基本計画（任意策定））等	○		—
286	内閣府、国土交通省	内閣府、国土交通省	基本計画	中心市街地の活性化に関する法律	9	1	市町村	○	地域再生計画 等	×	○	基本計画は法律上内閣総理大臣の認定を必要としており、地方公共団体の総合計画等での記載では必要とされる認定基準が担保されないため。
287	警察庁、厚生労働省	警察庁、厚生労働省	予防計画	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	10	1	都道府県	◎	医療計画等	○		—

No.	回答府省	法律の所管	地方公共団体が策定する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。） ①	当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称	地方公共団体の総合計画等での記載の可否 ②	個別の計画等として策定するものが望ましいもの ③	③とする理由
288	環境省	環境省	地方公共団体実行計画	地球温暖化対策の推進に関する法律	21	1	市町村・都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり） 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）p.54-55に示す温室効果ガスの排出削減等 に關係のある施策に関する行政計画等	◎		—
289	内閣府	内閣府	都道府県男女共同参画計画	男女共同参画社会基本法	14	1	都道府県	◎	「都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」等	○		—
290	内閣府	内閣府	市町村男女共同参画計画	男女共同参画社会基本法	14	3	市町村	◎	「市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」等	◎		—
291	環境省	環境省	総量削減計画	ダイオキシン類対策特別措置法	10	1	都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	○		—
292	環境省	環境省	ダイオキシン類土壌汚染対策計画	ダイオキシン類対策特別措置法	31	1	都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	○		—
293	内閣府	内閣府	実施方針	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	5	1	市町村・都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
294	農林水産省	農林水産省	都道府県計画	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	8	1	都道府県	○	都道府県計画が含まれていることが明らかである記載があれば、一体的策定が可能な計画等に制限はない	○		—
295	総務省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省、文部科学省	警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省	導入促進基本計画	中小企業等経営強化法	49	1	市町村	×		×	○	中小企業等経営強化法の規定に基づき、導入促進基本計画については、経済産業大臣へ個別に協議を行い、同意を得る必要があるとともに、同意（変更含む）を受けた導入促進基本計画について、市町村は遅滞なく公表しなければならないことから、独立した個別の計画として策定することが望ましいため。 中小企業等の経営強化に関する基本方針において、中小企業者の認定の予見可能性を高めるため、市町村による認定判断に当たっての客観的な基準等について公表するよう求められていることを踏まえると、別の計画に溶け込む形ではなく、独立した個別の計画として策定のうえ公表した方が中小企業者にとって認定の予見可能性が高いと考えられるため。
296	総務省	総務省	採用計画	地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律	3	3	市町村・都道府県	○		○		—
297	環境省	環境省	環境物品等の調達を推進するための方針	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	10	1	市町村・都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	○		—
298	国土交通省、環境省	国土交通省、環境省	実施に関する指針	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	4	1	都道府県	○	廃棄物処理法第5条の5に基づく都道府県廃棄物処理計画等	○		—
299	国土交通省	国土交通省	マンション管理適正化推進計画	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	3-2	1	市町村・都道府県	◎	都道府県計画（住生活基本法第17条）、市町村計画（全国計画第4（4）③） 地域住宅計画（地域住宅特別措置法第6条） 都道府県耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条）、市町村耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条） 都道府県高齢者居住安定確保計画（高齢者居住安定確保法第4条）、市町村高齢者居住安定確保計画（高齢者居住安定確保法第4条の2） 都道府県賃貸住宅供給促進計画（住宅セーフティネット法第5条）、市町村賃貸住宅供給促進計画（住宅セーフティネット法第6条） 公営住宅等長寿命化計画（公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱第2第1項第15号） 空家等対策計画（空家等対策特別措置法第6条）	○		—

No.	回答府省	法律の所管	地方公共団体が策定する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。） ①	当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称	地方公共団体の総合計画等での記載の可否 ②	個別の計画等として策定するものが望ましいもの ③	③とする理由
300	厚生労働省、国土交通省	厚生労働省、国土交通省	都道府県高齢者居住安定確保計画	高齢者の居住の安定確保に関する法律	4	1	都道府県	◎	都道府県計画（往生活基本法第17条） 地域住宅計画（地域住宅特別措置法第6条） 都道府県耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条） 都道府県賃貸住宅供給促進計画（住宅セーフティネット法第5条） マンション管理適正化推進計画（マンション管理適正化法第3条の2） 公営住宅等長寿命化計画（公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱第2第1項第15号）	○		—
301	厚生労働省、国土交通省	厚生労働省、国土交通省	市町村高齢者居住安定確保計画	高齢者の居住の安定確保に関する法律	4-2	1	市町村	◎	市町村計画（往生活基本計画（任意策定）） 地域住宅計画（地域住宅特別措置法第6条） 市町村耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条） 空家等対策計画（空家等対策特別措置法第6条） 市町村賃貸住宅供給促進計画（住宅セーフティネット法第6条） マンション管理適正化推進計画（マンション管理適正化法第3条の2） 公営住宅等長寿命化計画（公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱第2第1項第15号）	○		—
302	内閣府、警察庁、厚生労働省	内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省	都道府県基本計画	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	2-3	1	都道府県	◎	政策的に関連の深い他の計画等	○		—
303	内閣府、警察庁、厚生労働省	内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省	市町村基本計画	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	2-3	3	市町村	◎	政策的に関連の深い他の計画等	○		—
304	環境省	環境省	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	7	1	市町村・都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	◎		—
305	文部科学省	文部科学省	地方文化芸術推進基本計画	文化芸術基本法	7-2	1	市町村・都道府県	◎	一体的策定が可能な計画等について計画本文に特別の定めはないが、自治体への通知文において地域の実情に応じて、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することや、複数の地方公共団体が共同して一つの計画を策定することも可能であることを申し添えている。	◎		—
306	文部科学省	文部科学省	都道府県子ども読書活動推進計画	子どもの読書活動の推進に関する法律	9	1	都道府県	◎	一体的策定が可能な計画等について特別の定めはないが、地域の実情に応じて、総合計画、教育振興基本計画等に位置づけることなどを想定している。	◎		—
307	文部科学省	文部科学省	市町村子ども読書活動推進計画	子どもの読書活動の推進に関する法律	9	2	市町村	◎	一体的策定が可能な計画等について特別の定めはないが、地域の実情に応じて、総合計画、教育振興基本計画等に位置づけることなどを想定している。	◎		—
308	内閣府、国土交通省、環境省	内閣府、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省	沖縄振興計画	沖縄振興特別措置法	4	1	都道府県	○	現時点で具体的な計画は想定されませんが、他の計画との一体的な策定を阻むものではない。	○		—
309	内閣府、国土交通省	内閣府、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省	観光地形成促進計画	沖縄振興特別措置法	6	1	都道府県	○	現時点で具体的な計画は想定されませんが、他の計画との一体的な策定を阻むものではない。	○		—
310	内閣府	内閣府、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省	情報通信産業振興計画	沖縄振興特別措置法	28	1	都道府県	○	現時点で具体的な計画は想定されませんが、他の計画との一体的な策定を阻むものではない。	○		—
311	内閣府、環境省	内閣府、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省	沖縄振興交付金事業計画	沖縄振興特別措置法	95	1	都道府県	○	現時点で具体的な計画は想定されませんが、他の計画との一体的な策定を阻むものではない。	○		—
312	内閣府、環境省	内閣府、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省	産業イノベーション促進計画	沖縄振興特別措置法	35	1	都道府県	○	現時点で具体的な計画は想定されませんが、他の計画との一体的な策定を阻むものではない。	○		—
313	内閣府	内閣府、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省	国際物流拠点産業集積計画	沖縄振興特別措置法	41	1	都道府県	○	現時点で具体的な計画は想定されませんが、他の計画との一体的な策定を阻むものではない。	○		—
314	内閣府	内閣府、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省	経済金融活性化計画	沖縄振興特別措置法	55-2	1	都道府県	○	現時点で具体的な計画は想定されませんが、他の計画との一体的な策定を阻むものではない。	○		—

No.	回答府省	法律の所管	地方公共団体が策定する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。） (①)	当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称	地方公共団体の総合計画等での記載の可否 (②)	個別の計画等として策定するものが望ましいもの (③)	③とする理由
315	国土交通省	内閣府、国土交通省	低未利用土地権利設定等促進計画	都市再生特別措置法	109-15	1	市町村	×		×	○	本計画は所有権の移転又は地上権、賃借権若しくは使用貸借権の設定若しくは移転を促進する事業を行うおとすときに定めることができる計画であることから、個別の計画として策定する。
316	国土交通省	内閣府、国土交通省	居住誘導区域等権利設定等促進計画	都市再生特別措置法	109-7	1	市町村	×		×	○	居住誘導区域等権利設定等促進計画の特殊性に鑑み、他の計画との一体的策定は困難であるため
317	内閣府、国土交通省	内閣府、国土交通省	都市再生駐車施設配置計画	都市再生特別措置法	19-13	1	市町村・都道府県	×		×	○	上位計画がないことから個別策定が望ましい
318	内閣府、国土交通省	内閣府、国土交通省	都市再生安全確保計画	都市再生特別措置法	19-15	1	市町村・都道府県	×		×	○	上位計画がないこと、予算補助と紐づくことから個別策定が望ましい
319	内閣府、国土交通省	内閣府、国土交通省	整備計画	都市再生特別措置法	19-2	1	市町村・都道府県	×		×	○	上位計画がないこと、予算補助と紐づくことから個別策定が望ましい
320	国土交通省	内閣府、国土交通省	都市再生整備計画	都市再生特別措置法	46	1	市町村	×		×	○	上位計画がないことから個別策定が望ましい
321	国土交通省	内閣府、国土交通省	都市再生整備計画に記載された市町村決定計画に係る都市計画	都市再生特別措置法	51	1	市町村	×		×	○	都市計画は、決定に伴い計画区域内の土地に強力な私権制限がかかるなどの法的効果を生じさせるものであるため、他の計画と一体的に策定することは馴染まない。 また、その決定（変更を含む。）においては私権制限の関係から住民への縦覧や都市計画審議会への付議等の手続きが課せられており、仮に他の計画と一体的に策定することとした場合、都市計画以外の計画に係る部分を変更する際に、本来であれば必要としない過大な手続きを課すこととなり、かえって地方公共団体の負担を増やすこととなる。
322	国土交通省	内閣府、国土交通省	立地適正化計画	都市再生特別措置法	81	1	市町村	◎	・市町村の都市計画に関する基本的な方針 ・地域公共交通計画	○		—
323	環境省	環境省	指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	14-2	1	都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	×		—
324	環境省	環境省	鳥獣保護区の保護に関する指針	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	28	2	都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	×		—
325	環境省	環境省	特別保護地区の保護に関する指針	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	29	4	都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	×		—
326	環境省	環境省	鳥獣保護管理事業計画	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	4	1	都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	×		—
327	環境省	環境省	第一種特定鳥獣保護計画	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	7	1	都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	×		—
328	環境省	環境省	第二種特定鳥獣管理計画	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	7-2	1	都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	×		—
329	内閣府、消防庁、総務省	内閣府、総務省	津波避難対策緊急事業計画	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法	12	1	市町村	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
330	厚生労働省	消費者庁、厚生労働省	都道府県健康増進計画	健康増進法	8	1	都道府県	◎	医療計画等	○		—
331	厚生労働省	消費者庁、厚生労働省	市町村健康増進計画	健康増進法	8	2	市町村	◎	特定健康診査等実施計画等	○		—
332	厚生労働省	厚生労働省	実施計画	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	9	1	都道府県	◎	都道府県地域福祉支援計画	○		—

No.	回答府省	法律の所管	地方公共団体が策定する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。） (①)	当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称	地方公共団体の総合計画等での記載の可否 (②)	個別の計画等として策定するものが望ましいもの (③)	③とする理由
333	厚生労働省	厚生労働省	実施計画	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	9	2	市町村	◎	市町村地域福祉計画	○		—
334	総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	県計画	有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律	5	1	都道府県	×		×	○	法令上、総合計画等での記載が認められないものではないものの、県計画は、法令に基づく事項を盛り込んだ個別具体的な内容の計画であり、他の計画等との一体的策定になじまない。
335	内閣府	内閣府	公私協力基本計画	構造改革特別区域法	20	4	市町村・都道府県	×		×	○	当該計画は構造改革特別区域法第20条の私立学校法の特例を活用する際、地方公共団体が学校の設置及び運営に関する内容を定める計画であるが、これまで活用された実績は無く、また、自治体等からの相談もない。今後自治体等から具体的な相談があれば、関係府省庁と協議しながら他の計画との一体的な策定の可否について検討を行う。
336	内閣府	内閣府	構造改革特別区域計画	構造改革特別区域法	4	1	市町村・都道府県	◎	地域再生計画、中心市街地活性化基本計画	×		—
337	国土交通省	国土交通省	特定再開発等業務に関する計画	独立行政法人都市再生機構法	14	2	市町村・都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
338	国土交通省	国土交通省	第11条第1項第16号に掲げる業務に関する計画	独立行政法人都市再生機構法	14	3	市町村・都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
339	総務省	総務省	中期目標	地方独立行政法人法	25	1	市町村・都道府県	○	個々の地方独立行政法人の業務範囲等に応じて、地方公共団体における他の適当な計画等を選択。	○		—
340	総務省	総務省	関係市町村年度目標	地方独立行政法人法	87-17	1	市町村	○	個々の地方独立行政法人の業務範囲等に応じて、地方公共団体における他の適当な計画等を選択。	○		—
341	総務省	総務省	年度目標	地方独立行政法人法	87-8	1	市町村	○	個々の地方独立行政法人の業務範囲等に応じて、地方公共団体における他の適当な計画等を選択。	○		—
342	子ども家庭庁	厚生労働省（現子ども家庭庁）	市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法	8	1	市町村	◎	子ども・子育て支援事業計画	○		—
343	子ども家庭庁	厚生労働省（現子ども家庭庁）	都道府県行動計画	次世代育成支援対策推進法	9	1	都道府県	◎	子ども・子育て支援事業計画	○		—
344	子ども家庭庁	厚生労働省（現子ども家庭庁）	特定事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法	19	1	市町村・都道府県	◎	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画	○		—
345	国土交通省、環境省	文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	行動計画	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	8	1	市町村・都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	◎		—
346	総務省	総務省	合併市町村基本計画	市町村の合併の特例に関する法律	6	1	市町村	×		×	○	地方公共団体が策定する計画ではないため（合併協議会が策定する計画）
347	国土交通省、農林水産省、環境省	農林水産省、国土交通省、環境省	景観計画	景観法	8	1	市町村・都道府県	○		○	○	本計画は、地域の景観について個別具体的な記載を行う必要があるため、総合計画を含む他計画との内容の重複が少ないことが見込まれるため、他計画との共同策定によるメリットは高くはないと考えられる。
348	農林水産省、国土交通省、環境省	農林水産省、国土交通省、環境省	景観農業振興地域整備計画	景観法	55	1	市町村	×		×	○	当該計画は、景観計画区域のうち農業振興地域内にあるものについて、個別の区域の特性を踏まえ地域の景観に配慮して施策の調整を図りつつ良好な営農計画を確保する観点から区域（個人の土地の所在・地番）を定め、策定するものであるため。また、地域住民からの景観の保全や景観に配慮した整備の要望など、景観に配慮した秩序ある土地利用推進の観点から、随時変更を行うものであることから、他の計画等との一体的策定や地方公共団体の総合計画等での記載等になじまないため、個別の計画等として策定することが望ましい。
349	内閣府	内閣府	商店街活性化促進事業計画	地域再生法	17-13	1	市町村	×		○		—

No.	回答府省	法律の所管	地方公共団体が策定する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。） (①)	当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称	地方公共団体の総合計画等での記載の可否 (②)	個別の計画等として策定するものが望ましいもの (③)	③とする理由
350	内閣府	内閣府	地域再生土地利用計画	地域再生法	17-17	1	市町村	×		×	○	当該地域再生土地利用計画の内容の専門性と、地域再生計画の策定の形態から、他の計画と共通する確認項目が認められず、一体的策定に効率性の向上が見込めないため（地域再生法第17条の17等参照）
351	内閣府	内閣府	生涯活躍のまち形成事業計画	地域再生法	17-24	1	市町村	×		○		—
352	内閣府	内閣府	地域住宅団地再生事業計画	地域再生法	17-36	1	市町村	×		×	○	地域住宅団地再生事業計画の内容の専門性、及び策定の形態から、個別計画として策定することが望ましい。
353	内閣府	内閣府	既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画	地域再生法	17-54	1	市町村	×		×	○	既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画の内容の専門性、及び策定の形態から、個別計画として策定することが望ましい。
354	内閣府	内閣府	地域農林水産業振興施設整備計画	地域再生法	17-56	1	市町村	×		×	○	地域農林水産業振興施設整備計画は、 ①地域農林水産業振興施設の整備に係る事業実施主体、農地転用時期等が明らかになった時点で作成する必要があること。 ②作成にあたり協議会を組織することが必須であること。 ③都道府県知事の同意を得る必要があること。 以上のことから、個別計画として策定することが望ましい。
355	内閣府	内閣府	地域農林水産業振興施設整備計画	地域再生法	17-56	5	市町村	×		×	○	地域農林水産業振興施設整備計画は、 ①地域農林水産業振興施設の整備に係る事業実施主体、農地転用時期等が明らかになった時点で作成する必要があること。 ②作成にあたり協議会を組織することが必須であること。 ③都道府県知事の同意を得る必要があること。 以上のことから、個別計画として策定することが望ましい。
356	内閣府	内閣府	地域再生計画	地域再生法	5	1	市町村・都道府県	○	構造改革特別区域計画等	○		—
357	国土交通省	国土交通省	交通結節機能高度化構想	都市鉄道等利便増進法	12	1	都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
358	農林水産省	農林水産省	都道府県食育推進計画	食育基本法	17	1	都道府県	○		○		—
359	農林水産省	農林水産省	市町村食育推進計画	食育基本法	18	1	市町村	○		○		—
360	国土交通省	国土交通省	地域住宅計画	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法	6	1	市町村・都道府県	◎	都道府県計画（住生活基本法第17条）、市町村計画（住生活基本計画（任意策定）） 都道府県耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条）、市町村耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条） 都道府県高齢者居住安定確保計画（高齢者居住安定確保法第4条）、市町村耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条） マンション管理適正化推進計画（マンション管理適正化法第3条の2） 公営住宅等長寿命化計画（公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱第2第1項第15号）	○		—
361	厚生労働省	厚生労働省	市町村障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	88	1	市町村	◎	市町村障害児福祉計画、障害者計画	○		—
362	厚生労働省	厚生労働省	都道府県障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	89	1	都道府県	◎	都道府県障害児福祉計画、障害者計画 医療計画	○		—
363	総務省	総務省	官民競争入札実施要項	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律	16	1	市町村・都道府県	○		○		—

No.	回答府省	法律の所管	地方公共団体が策定する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。） ①	当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称	地方公共団体の総合計画等での記載の可否 ②	個別の計画等として策定するものが望ましいもの ③	③とする理由
364	総務省	総務省	民間競争入札実施要項	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律	18	1	市町村・都道府県	○		○		—
365	総務省	総務省	実施方針	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律	8	1	市町村・都道府県	○		○		—
366	国土交通省	国土交通省	都道府県計画	住生活基本法	17	1	都道府県	◎	地域住宅計画 都道府県耐震改修促進計画 都道府県高齢者居住安定確保計画 都道府県賃貸住宅供給促進計画 マンション管理適正化推進計画 公営住宅等長寿命化計画	○		—
367	厚生労働省	厚生労働省	都道府県自殺対策計画	自殺対策基本法	13	1	都道府県	◎	地域福祉計画等	×		—
368	厚生労働省	厚生労働省	市町村自殺対策計画	自殺対策基本法	13	2	市町村	◎	地域福祉計画等	×		—
369	警察庁、国土交通省	警察庁、総務省、文部科学省、国土交通省	移動等円滑化促進方針	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	24-2	1	市町村	◎	立地適正化計画、地域公共交通計画、基本構想等	○		—
370	警察庁、国土交通省	警察庁、総務省、文部科学省、国土交通省	基本構想	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	25	1	市町村	◎	立地適正化計画、地域公共交通計画、移動等円滑化促進方針等	○		—
371	警察庁、国土交通省	警察庁、総務省、文部科学省、国土交通省	道路特定事業計画	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	31	1	都道府県	○	他の特定事業計画等	○		—
372	警察庁、国土交通省	警察庁、総務省、文部科学省、国土交通省	道路特定事業計画	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	32	1	市町村	○	他の特定事業計画等	○		—
373	警察庁、国土交通省	警察庁、総務省、文部科学省、国土交通省	都市公園特定事業計画	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	34	1	市町村・都道府県	○	他の特定事業計画等	○		—
374	警察庁、国土交通省	警察庁、総務省、文部科学省、国土交通省	交通安全特定事業計画	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	36	1	都道府県	○	他の特定事業計画等	○		—
375	警察庁、国土交通省	警察庁、総務省、文部科学省、国土交通省	教育啓発特定事業計画	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	36-2	1	市町村	○	他の特定事業計画等	○		—
376	厚生労働省	厚生労働省	都道府県がん対策推進計画	がん対策基本法	12	1	都道府県	◎	医療計画等	○		—
377	農林水産省	農林水産省	有機農業の推進に関する施策についての計画（推進計画）	有機農業の推進に関する法律	7	1	都道府県	◎	環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画	○		—
378	内閣府	内閣府	道州制特別区域計画	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律	7	1	都道府県	×		×	○	特定広域団体による計画の作成は、本制度の根幹をなすものであり、法律に基づく事務を移譲する制度であることを踏まえ、政府による基本方針の作成とともに、特定広域団体による道州制特別区域計画の作成が必要である。
379	文部科学省	文部科学省	当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画	教育基本法	17	2	市町村・都道府県	◎	・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定する大綱 ・定時制教育及び通信教育の運営に関する総合計画運営に関する総合計画、定時制教育及び通信教育に従事する教員の現職教育の計画 ・都道府県子ども読書活動推進計画 ・市町村子ども読書活動推進計画 ・地方スポーツ推進計画 ・都道府県学校教育情報化推進計画 ・市町村学校教育情報化推進計画 など	○		—

No.	回答府省	法律の所管	地方公共団体が策定する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。） ①	当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称	地方公共団体の総合計画等での記載の可否 ②	個別の計画等として策定するものが望ましいもの ③	③とする理由
380	総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	土地利用調整計画	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律	11	1	市町村	×		○	○	本計画は法定の土地利用調整の手続きを定めた計画であることから、個別の計画として策定する。
381	総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	基本計画	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律	4	1	市町村・都道府県	×		○	○	本計画は高い付加価値を創出する地域経済牽引事業の促進を目的としていた計画であることから、別の計画として策定する。
382	農林水産省	農林水産省	活性化計画	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律	5	1	市町村・都道府県	×		×	○	法律の趣旨に基づき、地域の実態を踏まえ、具体的な施策を講じるため即地的に区域を定め、作成される計画であるため。 また、個々の土地の権利関係の整理を目的とする所有権移転等促進計画や、農地法等の特例措置に関し、必要な事項等を定めるものであるため。
383	農林水産省	農林水産省	所有権移転等促進計画	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律	7	1	市町村	×		×	○	活性化事業の実施において、個々の土地の権利関係の整理や、農地法等の特例措置に関し、即地的に定められる計画であるため。
384	国土交通省	国土交通省	広域的地域活性化基盤整備計画	広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律	5	1	都道府県	◎	社会資本総合整備計画（法定外）	×		—
385	環境省	環境省	温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律	11	1	市町村・都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	○		—
386	国土交通省	総務省、国土交通省	鉄道事業再構築実施計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	23	1	市町村・都道府県	○	地域公共交通計画 鉄道再生実施計画 地域公共交通利便増進実施計画 地域旅客運送サービス継続実施計画	×	○	当該計画については、継続が困難又は困難となるおそれのある鉄道事業について、経営改善を図りつつ上下分離等の事業構造の変更により存続を図る目的で策定するものであり、その事業内容について具体的な記載を求めている。 したがって、長期的な行政運営の指針が盛り込まれる総合計画と一体的策定がなされることは想定されてない。
387	国土交通省	総務省、国土交通省	鉄道再生実施計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	26	1	市町村・都道府県	○	地域公共交通計画 鉄道事業再構築実施計画 地域公共交通利便増進実施計画 地域旅客運送サービス継続実施計画	×	○	当該計画については、鉄道事業者と市町村が連携して、事業の廃止届出がなされた鉄道事業の維持を図る目的で策定されるものであり、その事業内容について具体的な記載を求めている。 したがって、長期的な行政運営の指針が盛り込まれる総合計画と一体的策定がなされることは想定されてない。
388	国土交通省	総務省、国土交通省	地域公共交通利便増進実施計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	27-16	1	市町村・都道府県	○	地域公共交通計画 鉄道事業再構築実施計画 鉄道再生実施計画 地域旅客運送サービス継続実施計画	×	○	当該計画については、地域公共交通の維持が困難と見込まれた場合、公募により新たなサービス提供者を選定し、地域旅客運送サービスの継続を図る目的で策定されるものであり、その事業内容について具体的な記載を求めている。 したがって、長期的な行政運営の指針が盛り込まれる総合計画と一体的策定がなされることは想定されてない。
389	国土交通省	総務省、国土交通省	地域旅客運送サービス継続実施計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	27-2	1	市町村・都道府県	○	地域公共交通計画 鉄道事業再構築実施計画 鉄道再生実施計画 地域公共交通利便増進実施計画	×	○	当該計画については、地域公共交通の維持が困難と見込まれた場合、公募により新たなサービス提供者を選定し、地域旅客運送サービスの継続を図る目的で策定されるものであり、その事業内容について具体的な記載を求めている。 したがって、長期的な行政運営の指針が盛り込まれる総合計画等や、具体的記載が盛り込まれる計画であっても、目的や手法の異なる他の計画と一体的策定がなされることは想定されてない。
390	国土交通省	総務省、国土交通省	地域公共交通計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	5	1	市町村・都道府県	○	立地適正化計画(都市再生特別措置法)・地方公共団体実行計画(地球温暖化対策の推進に関する法律)・市町村基本方針(都市計画法)・交通安全計画(交通安全対策基本法)・市町村総合計画(自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律)・移動等円滑化促進方針、基本構想(高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律) 等	○		—
391	国土交通省	総務省、国土交通省	地域公共交通計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	5	9	都道府県	○	立地適正化計画(都市再生特別措置法)・地方公共団体実行計画(地球温暖化対策の推進に関する法律)・交通安全計画(交通安全対策基本法)・移動等円滑化促進方針、基本構想(高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律) 等	○		—
392	国土交通省、環境省	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	エコツーリズム推進全体構想	エコツーリズム推進法	5	2	市町村	×		×	○	策定主体が民間事業者等を含む協議会であるため。

No.	回答府省	法律の所管	地方公共団体が策定する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。） (①)	当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称	地方公共団体の総合計画等での記載の可否 (②)	個別の計画等として策定するものが望ましいもの (③)	③とする理由
393	国土交通省	国土交通省	都道府県賃貸住宅供給促進計画	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	5	1	都道府県	◎	都道府県計画（住生活基本法第17条） 地域住宅計画（地域住宅特別措置法第6条） 都道府県耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条） 都道府県高齢者居住安定確保計画（高齢者居住安定確保法第4条） マンション管理適正化推進計画（マンション管理適正化法第3条の2） 公営住宅等長寿命化計画（公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱第2第1項第15号）	○		—
394	国土交通省	国土交通省	市町村賃貸住宅供給促進計画	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	6	1	市町村	◎	市町村計画（住生活基本計画（任意策定）） 地域住宅計画（地域住宅特別措置法第6条） 市町村耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条） 空家等対策計画（空家等対策特別措置法第6条） 市町村高齢者居住安定確保計画（高齢者居住安定確保法第4条の2） マンション管理適正化推進計画（マンション管理適正化法第3条の2） 公営住宅等長寿命化計画（公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱第2第1項第15号）	○		—
395	農林水産省	農林水産省	被害防止計画	鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律	4	1	市町村	×		×	○	鳥獣による農林水産業に係る被害防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）に基づき市町村が策定できる被害防止計画は、行政界に関係なく分布・移動する野生鳥獣の農作物被害等を防止するために策定するものであり、被害状況の変化等に応じ、機動的・短期的に変更することがあることから（基本指針において計画期間は3年程度としているが、計画期間内であっても機動的に改定を行うことが可能）、総合的な計画との一体的策定とすると機動的な計画変更及び対策が行えなくなるという支障がある。 また、前述のとおり、野生鳥獣は行政界に関係なく分布・移動するため、複数の隣接する市町村で共同して計画を定める場合も多く、この場合、被害防止計画を定める複数市町村と総合的な計画を定める複数市町村が一致しなければ一体的な総合計画に位置付けることはできない。
396	農林水産省、環境省	農林水産省	第二種特定鳥獣管理計画	鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律	7		都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	×		—
397	農林水産省、環境省	農林水産省	第二種特定鳥獣管理計画	鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律	7-2	2	都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	×		—
398	農林水産省	農林水産省	基本方針	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法	4	1	都道府県	○		○	○	基本方針は、本法に基づく特例措置を活用したい場合に、定めることができることとしているものである。 都道府県が独自に定める森林整備計画等がある場合に、一体的に作成することを妨げるものではないが、本法に基づく特例措置を活用するための間伐等に関する個別の方針であることから、個別の計画等として策定することが望ましい。
399	農林水産省	農林水産省	特定間伐等促進計画	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法	5	1	市町村	○		×	○	特定間伐等促進計画は、本法に基づく特例措置を活用したい場合に、市町村が定めることができることとしているものである。 また、実施箇所等を含む個別具体的な計画のため、柔軟な変更に対応する必要があるため、個別の計画として策定することが望ましい。
400	国土交通省	農林水産省、国土交通省	観光圏整備計画	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律	4	1	市町村・都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	×	○	観光圏整備計画は、2泊3日以上滞在を促進するために、既存の行政区域にとらわれず、自然、歴史、文化等で密接な関係のある地域の関係者が共同して策定する計画であることから、観光圏毎に個別の計画として策定することが望ましい。
401	農林水産省、国土交通省、文部科学省	文部科学省、農林水産省、国土交通省	歴史的風致維持向上計画	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	5	1	市町村	○		○	○	本計画は、地域における歴史的風致について個別具体的な記載を行う必要があるため、総合計画を含む他計画との内容の重複が少ないことが見込まれるため、他計画との共同策定によるメリットは高くないと考えられる。
402	環境省	環境省	生物多様性地域戦略	生物多様性基本法	13	1	市町村・都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	○		—

No.	回答府省	法律の所管	地方公共団体が策定する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。） (①)	当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称	地方公共団体の総合計画等での記載の可否 (②)	個別の計画等として策定するものが望ましいもの (③)	③とする理由
403	農林水産省	農林水産省	都道府県バイオマス活用推進計画	バイオマス活用推進基本法	21	1	都道府県	○	廃棄物処理計画等	○		—
404	農林水産省	農林水産省	市町村バイオマス活用推進計画	バイオマス活用推進基本法	21	2	市町村	○	廃棄物処理計画等	○		—
405	国土交通省	国土交通省	準特定地域計画	特定地域及び準特定地域における一般乗用	9	1	市町村・都道府県	×		×	○	策定主体が実質地方公共団体ではなく、各地域におけるそれぞれの事業者等を含んだ準特定地域協議会であり、地方公共団体が作成する他の総合計画等との一体的作成ができないこと、また各地域ごとに輸送需要・供給状況が異なることから、各地域ごとに個別に策定するほかないため。
406	国土交通省	国土交通省	特定地域計画	特定地域及び準特定地域における一般乗用	8-2	1	市町村・都道府県	×		×	○	策定主体が実質地方公共団体ではなく、各地域におけるそれぞれの事業者等を含んだ特定地域協議会であり、地方公共団体が作成する他の総合計画等との一体的作成ができないこと、また各地域ごとに輸送需要・供給状況が異なることから、各地域ごとに個別に策定するほかないため。
407	こども家庭庁	内閣府 (現こども家庭庁)	都道府県子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法	9	1	都道府県	○	こども基本法第10条第1項に規定する都道府県こども計画	○		—
408	こども家庭庁	内閣府 (現こども家庭庁)	市町村子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法	9	2	市町村	○	こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画	○		—
409	環境省	環境省	地域計画	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律	14	1	都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	○		—
410	農林水産省	農林水産省	都道府県方針	脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律	11	1	都道府県	○		○		—
411	農林水産省	農林水産省	市町村方針	脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律	12	1	市町村	○		○		—
412	農林水産省	農林水産省	促進計画	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律	41	1	市町村・都道府県	○	地域の農林水産物の利用の促進に関する事項の記載があれば、一体的策定が可能な計画等に制限はない。	○		—
413	国土交通省、環境省	農林水産省、国土交通省、環境省	地域連携保全活動計画	地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律	4	1	市町村	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	○		—
414	農林水産省	農林水産省	茶業及びお茶の文化の振興に関する計画	お茶の振興に関する法律	3	1	都道府県	○		○		—
415	内閣府・消防庁	内閣府	津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所、避難の経路その他住民の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項に関する計画	津波対策の推進に関する法律	9	2	市町村・都道府県	○	地域防災計画等	○		—
416	文部科学省	文部科学省	地方スポーツ推進計画	スポーツ基本法	10	1	市町村・都道府県	◎	一体的策定が可能な計画等について特別の定めはないが、地域の実情に応じて、総合計画、教育振興基本計画等に位置づけることなどを想定している。	◎		—
417	内閣府	内閣府	国際戦略総合特別区域計画	総合特別区域法	12	1	市町村・都道府県	×		×	○	国際戦略総合特別区域計画及び地域活性化総合特別区域計画は指定された複数の自治体による区域全体の計画であること、また規制・制度の特例措置等に関する特区制度特有の計画であることから、地方公共団体の総合計画等その他の計画との一体的策定は馴染まず、個別の計画として策定することが望ましい。

No.	回答府省	法律の所管	地方公共団体が策定する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。） (①)	当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称	地方公共団体の総合計画等での記載の可否 (②)	個別の計画等として策定するものが望ましいもの (③)	③とする理由
418	内閣府	内閣府	地域活性化総合特別区域計画	総合特別区域法	35	1	市町村・都道府県	×		×	○	国際戦略総合特別区域計画及び地域活性化総合特別区域計画は指定された複数の自治体による区域全体の計画であること、また規制・制度の特例措置等に関する特区制度特有の計画であることから、地方公共団体の総合計画等その他の計画との一体的策定は馴染まず、個別の計画として策定することが望ましい。
419	厚生労働省	厚生労働省	基本的事項	歯科口腔保健の推進に関する法律	13	1	都道府県	◎	医療計画	○		—
420	復興庁、農林水産省	復興庁	復興推進計画	東日本大震災復興特別区域法	4	1	市町村・都道府県	◎	復興整備計画	×		—
421	復興庁、農林水産省	復興庁	食料供給等施設整備計画	東日本大震災復興特別区域法	24	1	市町村	×		×	○	復興推進計画が認定された後に、協議会を経た上で作成する計画であるため、一体的策定は想定されない。
422	復興庁、農林水産省	復興庁	復興整備計画	東日本大震災復興特別区域法	46	1	市町村・都道府県	◎	復興推進計画	×		—
423	復興庁、農林水産省	復興庁	集団移転促進法第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画	東日本大震災復興特別区域法	53	1	都道府県	◎	復興整備計画	×		—
424	復興庁、農林水産省	復興庁	復興一体事業についての事業計画	東日本大震災復興特別区域法	57	1	市町村	×		×	○	復興整備計画に記載された後に、同計画に基づき作成し知事に認定を受けるものであるため、一体的策定は想定されない。
425	国土交通省	国土交通省	推進計画	津波防災地域づくりに関する法律	10	1	市町村	○	他の計画等との一体的策定は可能であるが具体の計画までは規定していない。	○		—
426	復興庁、農林水産省	復興庁	福島復興再生計画	福島復興再生特別措置法	7	1	都道府県	×		×	○	福島復興再生特別措置法に基づき、内閣総理大臣の認定を受ける必要があるため。
427	復興庁、農林水産省	復興庁	企業立地促進計画	福島復興再生特別措置法	18	1	都道府県	×		×	○	企業立地促進税制（避難解除等区域の企業立地を促進し、以て避難指示解除等区域の復興を促進する税制）に係る具体の制度設計（考え方、期間、対象区域等）のための計画であり、個別具体的に定める必要があるため。
428	復興庁、農林水産省	復興庁	帰還・移住等環境整備事業計画	福島復興再生特別措置法	33	1	市町村・都道府県	×		×	○	帰還・移住等環境整備事業計画は、同計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるための交付金（帰還・移住等環境整備交付金）の交付に係る計画であり、個別具体的に定められる必要があること等から、個別の計画として策定される必要がある。
429	復興庁、農林水産省	復興庁	生活拠点形成事業計画	福島復興再生特別措置法	45	1	市町村・都道府県	×		×	○	生活拠点形成事業計画については、福島県・避難先市町村・避難元市町村等の地方自治体において、災害公営住宅を中心とした生活拠点を形成することにより、長期避難者の生活の安定を適切に図るため、各地方自治体の事情に応じて個別の計画として策定する必要がある。
430	復興庁、農林水産省	復興庁	地熱資源開発計画	福島復興再生特別措置法	67	1	都道府県	×		×	○	福島復興再生計画が認定された上で、同計画に基づき作成し、地熱資源開発事業の実施主体による同意が必要であり、一体的策定は想定されない。
431	復興庁、農林水産省	復興庁	特定事業活動振興計画	福島復興再生特別措置法	74	1	都道府県	×		×	○	風評税制（根強く残る風評被害が経営に及ぼす影響に対処するための活動を促進する税制）に係る具体の制度設計（考え方、期間、対象区域等）のための計画であり、個別具体的に定める必要があるため。
432	復興庁、農林水産省	復興庁	新産業創出等推進事業促進計画	福島復興再生特別措置法	84	1	都道府県	×		×	○	イノベ税制（福島イノベーション・コスト構想の推進に係る取組を促進する税制）に係る具体の制度設計（考え方、期間、対象区域等）のための計画であり、個別具体的に定める必要があるため。
433	復興庁、農林水産省	復興庁	農用地利用集積等促進計画	福島復興再生特別措置法	17-19	1	都道府県	×		×	○	農用地利用集積を促進するため、農地の利用権設定者、被設定者の氏名や農地の地番等を個別具体的に定める必要があるため。

No.	回答府省	法律の所管	地方公共団体が策定する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。） ①	当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称	地方公共団体の総合計画等での記載の可否 ②	個別の計画等として策定するものが望ましいもの ③	③とする理由
434	復興庁、農林水産省	復興庁	特定復興再生拠点区域復興再生計画	福島復興再生特別措置法	17-2	1	市町村	×		×	○	特定復興再生拠点区域は、原子力災害による避難指示の対象となった福島県の一部市町村において、避難指示の解除により住民の帰還及び移住等を目指す区域として設定されるものであり、その復興再生計画においては、公共施設の整備、生活環境の整備、除染等の措置など、『避難指示の解除』のために必要となる固有の取組を一元的に定める必要があるため、他の目的により策定される計画とは、別個に策定する必要がある。（なお、各自治体の特定復興再生拠点区域においては、既に避難指示解除が着実に進められている。）
435	厚生労働省	厚生労働省	障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律	9	1	市町村・都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
436	消費者庁	消費者庁	都道府県消費者教育推進計画	消費者教育の推進に関する法律	10	1	都道府県	◎	地方版消費者基本計画（法定外）	○		—
437	消費者庁	消費者庁	市町村消費者教育推進計画	消費者教育の推進に関する法律	10	2	市町村	◎	地方版消費者基本計画（法定外）	○		—
438	子ども家庭庁	内閣府 （現子ども家庭庁）	市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法	61	1	市町村	◎	次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画 社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画	○		—
439	子ども家庭庁	内閣府 （現子ども家庭庁）	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画	子ども・子育て支援法	62	1	都道府県	◎	次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画 社会福祉法に基づく都道府県地域福祉支援計画	○		—
440	国土交通省	国土交通省	低炭素まちづくり計画	都市の低炭素化の促進に関する法律	7	1	市町村	◎	・地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画 ・中心市街地の活性化に関する基本計画	○		—
441	内閣府、農林水産省	内閣府、農林水産省	都道府県復興方針	大規模災害からの復興に関する法律	9	1	都道府県	×		×	○	災害ごとに被害の状況は違うことから、復興方針も対象となる災害からの復興に向けた取組を記載する必要があるため
442	内閣府、農林水産省	内閣府、農林水産省	復興計画	大規模災害からの復興に関する法律	10	1	市町村・都道府県	◎	集団移転促進事業計画	×		—
443	内閣府、農林水産省	内閣府、農林水産省	集団移転促進事業計画	大規模災害からの復興に関する法律	17	1	都道府県	◎	復興計画	×		—
444	内閣府、農林水産省	内閣府、農林水産省	事業計画	大規模災害からの復興に関する法律	21	1	市町村	×		×	○	災害ごとに被害の状況は違うことから、復興方針に記載された復興一体事業の事業計画も対象となる災害からの復興に向けた取組を記載する必要があるため
445	子ども家庭庁	内閣府（現子ども家庭庁）、 文部科学省、厚生労働省	都道府県計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律	9	1	都道府県	○	子ども基本法第10条第1項に規定する都道府県子ども計画	○		—
446	子ども家庭庁	内閣府（現子ども家庭庁）、 文部科学省、厚生労働省	市町村計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律	9	2	市町村	○	子ども基本法第10条第2項に規定する市町村子ども計画	○		—
447	内閣府	内閣府	地方公共団体等職員対応要領	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	10	1	市町村・都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	◎		—
448	文部科学省	文部科学省	地方いじめ防止基本方針	いじめ防止対策推進法	12		市町村・都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
449	農林水産省、環境省	農林水産省、経済産業省、環境省	基本計画	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律	5	1	市町村	×		○		—
450	農林水産省、環境省	農林水産省、経済産業省、環境省	所有権移転等促進計画	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律	16	1	市町村	×		×	○	本計画は、所有権の移転等に関わる者の住所・氏名、移転手続の時期や支払い対価・方法等、具体かつ微細な事項を記載する計画であり、個別の計画としての策定が望ましいため。

No.	回答府省	法律の所管	地方公共団体が策定する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。） (①)	当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称	地方公共団体の総合計画等での記載の可否 (②)	個別の計画等として策定するものが望ましいもの (③)	③とする理由
451	内閣府、総務省、国土交通省	内閣府、総務省、国土交通省	基盤整備等計画	首都直下地震対策特別措置法	8	1	市町村・都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
452	内閣府、総務省、国土交通省	内閣府、総務省、国土交通省	地方緊急対策実施計画	首都直下地震対策特別措置法	21	1	都道府県	◎	地域防災計画	○		—
453	内閣府、総務省、国土交通省	内閣府、総務省、国土交通省	特定緊急対策事業推進計画	首都直下地震対策特別措置法	24	1	市町村・都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
454	内閣官房	内閣官房	国土強靱化地域計画	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法	13		市町村・都道府県	○		○		—
455	経済産業省	総務省、経済産業省	創業支援等事業計画	産業競争力強化法	127	1	市町村	×		×	○	当計画は、市区町村における創業支援等事業の内容と実施方法に関する事項となっており、連携先が民間事業者や金融機関、教育機関など多岐にわたるため。
456	経済産業省	総務省、経済産業省	創業支援等事業計画	産業競争力強化法	127	2	市町村	×		×	○	当計画は、市区町村における創業支援等事業の内容と実施方法に関する事項となっており、連携先が民間事業者や金融機関、教育機関など多岐にわたるため。
457	内閣府	内閣府	区域計画	国家戦略特別区域法	8	1	市町村・都道府県	×		×	○	区域計画は、国・地方公共団体・民間の三者から組織される国家戦略特別区域会議において作成し、内閣総理大臣の認定を必要としており、地方公共団体が策定するその他の計画とは性質が異なるため。
458	厚生労働省	厚生労働省	都道府県アルコール健康障害対策推進計画	アルコール健康障害対策基本法	14	1	都道府県	◎	医療計画等	○		—
459	総務省	総務省	地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律	7	2	市町村	○	市町村地域防災計画	○		—
460	国土交通省	国土交通省	都道府県方針	雨水の利用の推進に関する法律	8	1	都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
461	国土交通省	国土交通省	市町村計画	雨水の利用の推進に関する法律	9	1	市町村	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
462	農林水産省	農林水産省	基本方針	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	5	1	都道府県	×		×	○	当該方針は今後新たに策定されるものではなく、一体的策定を可能とすることに意味はない。
463	農林水産省	農林水産省	促進計画	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	6	1	市町村	×		×	○	当該計画は、法に基づき定める特定の区域に係る個別具体的な記載をするものであり、対象とする区域の異なる他の計画との一体的策定になじまない。
464	環境省	文部科学省、環境省	地域計画	地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律	4	1	市町村・都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	○		—
465	厚生労働省	厚生労働省	都道府県におけるアレルギー疾患対策の推進に関する計画	アレルギー疾患対策基本法	13		都道府県	◎	医療計画等	○		—
466	農林水産省	農林水産省	振興計画	花きの振興に関する法律	4	1	都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
467	農林水産省	農林水産省	都道府県計画	内水面漁業の振興に関する法律	10	1	都道府県	×		○		—

No.	回答府省	法律の所管	地方公共団体が策定する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。） (①)	当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称	地方公共団体の総合計画等での記載の可否 (②)	個別の計画等として策定するものが望ましいもの (③)	③とする理由
468	総務省、国土交通省	総務省、国土交通省	空家等対策計画	空家等対策の推進に関する特別措置法	6	1	市町村	◎	市町村計画（住生活基本計画（任意策定）） 地域住宅計画（地域住宅特別措置法第6条） 市町村耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条） 市町村高齢者居住安定確保計画（高齢者居住安定確保法第4条の2） 市町村賃貸住宅供給促進計画（住宅セーフティネット法第6条） マンション管理適正化推進計画（マンション管理適正化法第3条の2） 公営住宅等長寿命化計画（公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱第2第1項第15号） 所有者不明土地対策計画（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第45条）	○		—
469	内閣官房	内閣官房	市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略	まち・ひと・しごと創生法	10	1	市町村	◎	DXの推進に関する計画(法定外) 自治体こども計画(子ども基本法) 等	◎		—
470	内閣官房	内閣官房	都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略	まち・ひと・しごと創生法	9	1	都道府県	◎	DXの推進に関する計画(法定外) 自治体こども計画(子ども基本法) 等	◎		—
471	農林水産省	農林水産省	地方計画	都市農業振興基本法	10	1	市町村・都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
472	内閣府	内閣府、厚生労働省	特定事業主行動計画	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	19	1	市町村・都道府県	◎	次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画 行動計画	×		—
473	内閣府	内閣府、厚生労働省	都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	6	1	都道府県	◎	「都道府県男女共同参画計画」等	○		—
474	内閣府	内閣府、厚生労働省	市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	6	2	市町村	◎	「市町村男女共同参画計画」等	○		—
475	国土交通省、環境省	総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	琵琶湖保全再生計画	琵琶湖の保全及び再生に関する法律	3	1	都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	◎		—
476	厚生労働省	厚生労働省	市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律	14	1	市町村	◎	地域福祉計画等	○		—
477	内閣府	内閣府	都道県計画	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法	10	1	都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
478	内閣府	内閣府	都道県計画	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法	10	5	都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
479	農林水産省	農林水産省、経済産業省	振興計画	真珠の振興に関する法律	3	1	都道府県	×		○	○	議員立法である「真珠の振興に関する法律」において、国は基本方針を定めることとなっており、当該基本方針に沿って、地方が定める基本方針を実施する場合には、同法によって、必要な国の支援にかかる努力規定があるため。（参考：同法16条 国は地方公共団体が振興計画に定められた施策を実施しようとする場合には、当該施策が円滑に実施されるよう、必要な情報の提供、助言、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。）
480	デジタル庁	デジタル庁	都道府県官民データ活用推進計画	官民データ活用推進基本法	9	1	都道府県	◎	情報化基本（推進）計画（法定外）等	○		—
481	デジタル庁	デジタル庁	市町村官民データ活用推進計画	官民データ活用推進基本法	9	3	市町村	◎	情報化基本（推進）計画（法定外）等	○		—
482	法務省	法務省	地方再犯防止推進計画	再犯の防止等の推進に関する法律	8	1	市町村・都道府県	◎	地域福祉計画等	◎		—

No.	回答府省	法律の所管	地方公共団体が策定する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。） (①)	当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称	地方公共団体の総合計画等での記載の可否 (②)	個別の計画等として策定するものが望ましいもの (③)	③とする理由
483	国土交通省、厚生労働省	国土交通省、厚生労働省	都道府県計画	建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律	9	1	都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○	○	建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律第9条第1項にて、「都道府県は基本計画を勘案して、当該都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画を策定するよう努める」とされているため。
484	国土交通省	国土交通省	都道府県無電柱化推進計画	無電柱化の推進に関する法律	8	1	都道府県	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
485	国土交通省	国土交通省	市町村無電柱化推進計画	無電柱化の推進に関する法律	8	2	市町村	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
486	国土交通省	国土交通省	都道府県自転車活用推進計画	自転車活用推進法	10	1	都道府県	◎	自転車ネットワーク計画（法定外）	○		—
487	国土交通省	国土交通省	市町村自転車活用推進計画	自転車活用推進法	11	1	市町村	◎	自転車ネットワーク計画（法定外）	○		—
488	農林水産省	農林水産省	経営管理権集積計画	森林経営管理法	4	1	市町村	×		×	○	法第4条に「市町村は、その区域内に存する森林の全部又は一部について（中略）当該森林の経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には、経営管理権集積計画を定めるものとする」と規定されている。 また法7条1項で、「市町村は、経営管理権集積計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告する」こととされ、同条2項により、「公告があったときは、その公告があった経営管理権集積計画の定めるところにより、市町村に経営管理権が、森林所有者に金銭の支払を受ける権利（以下「経営管理受益権」という。）が、それぞれ設定される」。このように当該森林所有者と当該市町村との間に経営管理権（債権債務関係）を発生させるものであるため、権利の主体を明確化する必要があり、他の計画との一体的な策定及び地方公共団体の総合計画等での記載にはなじまない。
489	農林水産省	農林水産省	経営管理実施権配分計画	森林経営管理法	35	1	市町村	×		×	○	法第35条第1項に「市町村は、経営管理権を有する森林について、民間事業者に経営管理実施権の設定を行うとする場合には、農林水産省令で定めるところにより、経営管理実施権配分計画を定めるものとする。」と規定されている。 また、法37条1項では、「市町村は、経営管理実施権配分計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。」こととされ、同条2項により、「公告があったときは、その公告があった経営管理実施権配分計画の定めるところにより、民間事業者に経営管理実施権が、森林所有者及び市町村に経営管理受益権が、それぞれ設定される」。このように、経営管理権の一部または全部を当該市町村が民間事業者に再委託（経営管理実施権を設定）するものであるため、権利の主体を明確化する必要があり、他の計画との一体的な策定及び地方公共団体の総合計画等での記載にはなじまない。
490	内閣官房、内閣府、文部科学省	内閣官房、内閣府、文部科学省	地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画	地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律	5	1	市町村・都道府県	×		×	○	「地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画」は、地方公共団体が設置する「地域における大学振興・若者雇用創出推進会議」が作成する案に基づいて定めることと当該法律で定められているところ、個別の計画であることが望ましい。
491	文部科学省、厚生労働省	文部科学省、厚生労働省	障害者による文化芸術活動の推進に関する計画	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	8	1	市町村・都道府県	◎	一体的策定が可能な計画等について特別の定めはないが、地域の実情に応じて、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することや、複数の地方公共団体が共同して一つの計画を策定することも可能としている。	◎		—
492	環境省	環境省	地域気候変動適応計画	気候変動適応法	12		市町村・都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	○		—
493	内閣官房	内閣官房	都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画	ギャンブル等依存症対策基本法	13	1	都道府県	○	アルコール健康障害対策推進計画等	○	○	総合計画内で扱うには、特定の分野であるが内容が多岐にわたるため、ボリューム的に難しいと考える 計画の期間と総合計画の期間との相違等も考えられる

No.	回答府省	法律の所管	地方公共団体が策定する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。） ①	当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称	地方公共団体の総合計画等での記載の可否 ②	個別の計画等として策定するものが望ましいもの ③	③とする理由
494	特定複合観光施設区域整備推進本部、内閣府、国土交通省	特定複合観光施設区域整備推進本部、内閣府、国土交通省	実施方針	特定複合観光施設区域整備法	6	1	市町村・都道府県	×		×	○	実施方針は、都道府県等によるIR事業者の選定に際し、民間事業者に公平な参加機会を与え、客観的かつ公正に審査を行うことが求められることから、公募に先立ち、IR区域整備の意義・目標、IR区域やその規模、施設の種類やIR事業者の募集・選定手続等を定めるものであり、この実施方針に即して、IR事業者の募集・選定が行われ、区域整備計画が作成されることになるという法的効果が生じることになるため、他方針とは法的効果が重複せず、一体的策定は馴染まない。
495	特定複合観光施設区域整備推進本部、内閣府、国土交通省	特定複合観光施設区域整備推進本部、内閣府、国土交通省	区域整備計画	特定複合観光施設区域整備法	9	1	市町村・都道府県	×		×	○	区域整備計画は、都道府県とIR事業を行うとする事業者（海外カジノオペレーターと国内企業がIR区域整備計画策定のため特別なSPCを設立することが多い）とが共同で作成し、公聴会の開催等を経て作成したうえで、議会の議決を経て国土交通大臣に認定申請するものであり、策定主体及び手続が一致する計画は存在しないと考えられるため、仮に一体的策定すると手続が増え策定主体の負担をかえって増やすこととなる。計画が認定されることで、事業者はIR事業実施義務、国は事業者等への監督権限などの法的効果が生じることになるため、他計画とは法的効果が重複せず、一体的策定は馴染まない。
496	厚生労働省	厚生労働省	都道府県循環器病対策推進計画	健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法	11	1	都道府県	◎	医療計画等	○		—
497	内閣官房、文部科学省	内閣官房、内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省	都道府県方針	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律	8	1	都道府県	○		○		—
498	内閣官房、文部科学省	内閣官房、内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省	アイヌ施策推進地域計画	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律	10	1	市町村	○		○		—
499	消費者庁	消費者庁	都道府県食品ロス削減推進計画	食品ロスの削減の推進に関する法律	12	1	都道府県	◎	廃棄物処理計画等	○		—
500	消費者庁	消費者庁	市町村食品ロス削減推進計画	食品ロスの削減の推進に関する法律	13	1	市町村	◎	廃棄物処理計画等	○		—
501	内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	都道府県棚田地域振興計画	棚田地域振興法	6	1	都道府県	×		×	○	都道府県棚田地域振興計画は、棚田地域の振興という個別具体的な目的のために策定されるものであるところ、当初から「他の計画等」との一体的策定を想定していない。また、「他の計画等」の策定目的が明らかでない現状では、一体的策定の可否、方向性も検討できない。 なお、策定主体である都道府県からは、他の計画との一体的策定を可能としてほしいといった要望は届いていない。
502	内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	指定棚田地域振興活動計画	棚田地域振興法	8	2	市町村	×		×	○	指定棚田地域振興活動計画は、市町村、農業者等、民間事業者等を含む「指定棚田地域振興協議会」により策定されるものであり、地方公共団体において策定する計画について照会する本作業の趣旨にそぐわないため。
503	文部科学省	文部科学省	都道府県学校教育情報化推進計画	学校教育の情報化の推進に関する法律	9	1	都道府県	◎	地方自治体における教育振興基本計画等	○		—
504	文部科学省	文部科学省	市町村学校教育情報化推進計画	学校教育の情報化の推進に関する法律	9	2	市町村	◎	地方自治体における教育振興基本計画等	○		—
505	文部科学省	文部科学省・外務省	地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針	日本語教育の推進に関する法律	11		市町村・都道府県	◎	一体的策定が可能な計画等について特別の定めはないが、「多文化共生の推進に係る指針・計画」（法定外）等、総合的な関連する計画と一体的に整備することなどが考えられる。	◎		—
506	文部科学省、厚生労働省	文部科学省、厚生労働省	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	8	1	市町村・都道府県	◎	障害者基本計画等	○		—
507	文部科学省、国土交通省	文部科学省、国土交通省	地域計画	文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律	12	1	市町村・都道府県	×		○	○	当該計画の作成主体は地方公共団体が含まれる協議会であり、基本方針において調和を取ることとされている他の計画とは作成主体が異なるため、一体的な作成は困難。

No.	回答府省	法律の所管	地方公共団体が策定する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。） (①)	当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称	地方公共団体の総合計画等での記載の可否 (②)	個別の計画等として策定するものが望ましいもの (③)	③とする理由
508	農林水産省	農林水産省	防災工事等推進計画	防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法	5	1	都道府県	×		×	○	防災工事等推進計画は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、都道府県が市町村と協議の上、本法の有効期間内に実施する劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、防災工事の目標の箇所数等を定めるものである。劣化状況評価や地震・豪雨耐性評価の進捗状況等を踏まえ、都道府県の判断により、随時計画変更が行われることから、他の総合計画と一体的に策定すると支障が生じる。
509	総務省、国土交通省、環境省、文部科学省、厚生労働省	総務省、農林水産省、国土交通省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省	過疎地域持続的発展の方針	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	7	1	都道府県	○	過疎地域持続的発展都道府県計画（令和8年度以降の次期方針及び都道府県計画の策定に向け、方針及び計画を一体のものとして策定する場合の留意事項について、令和7年度を目途に通知する。）	○		—
510	総務省、国土交通省、環境省、文部科学省、厚生労働省	総務省、農林水産省、国土交通省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省	過疎地域持続的発展の方針	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	7	7	都道府県	○	過疎地域持続的発展都道府県計画（令和8年度以降の次期方針及び都道府県計画の策定に向け、方針及び計画を一体のものとして策定する場合の留意事項について、令和7年度を目途に通知する。）	○		—
511	総務省、国土交通省、環境省、文部科学省、厚生労働省	総務省、農林水産省、国土交通省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省	過疎地域持続的発展市町村計画	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	8	1	市町村	○		○		—
512	総務省、国土交通省、環境省、文部科学省、厚生労働省	総務省、農林水産省、国土交通省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省	過疎地域持続的発展都道府県計画	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	9	1	都道府県	○	過疎地域持続的発展の方針（令和8年度以降の次期方針及び都道府県計画の策定に向け、方針及び計画を一体のものとして策定する場合の留意事項について、令和7年度を目途に通知する。）	○		—
513	環境省・経済産業省	環境省・経済産業省	再商品化計画	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	33	1	市町村	×		×	○	本計画は、市町村が分別収集物の再商品化の実施に特化した計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができる任意の計画であるため、個別の計画として策定することが望ましい。
514	国土交通省	国土交通省	促進計画	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	60	1	市町村	○	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）の地方公共団体実行計画	○		—
515	子ども家庭庁	内閣官房（現子ども家庭庁）	都道府県子ども計画	子ども基本法	10	1	都道府県	◎	子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画 子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画 その他法令の規定により都道府県が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるもの	○		—
516	子ども家庭庁	内閣官房（現子ども家庭庁）	市町村子ども計画	子ども基本法	10	2	市町村	◎	子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画 子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画 その他法令の規定により市町村が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるもの	○		—
517	厚生労働省	厚生労働省	都道府県基本計画	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	8	1	都道府県	◎	政策的に関連の深い他の計画等	○		—
518	厚生労働省	厚生労働省	市町村基本計画	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	8	3	市町村	◎	政策的に関連の深い他の計画等	○		—
519	国土交通省	国土交通省	港湾脱炭素化推進計画	港湾法	50-2	1	市町村・都道府県	◎	特定利用推進計画、国際旅客船拠点形成計画	×	○	地方公共団体の総合計画等への記載については、港湾脱炭素化推進計画は、個別の港湾における官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画という特殊性に鑑みれば、不適当である。
520	国土交通省	国土交通省	空港脱炭素化推進計画	空港法	25	1	市町村・都道府県	○		○	○	空港脱炭素化推進計画を他の計画と一体的に策定することを不可とする条文等はないが、空港脱炭素化推進に向けた目標や事業内容を記載する計画であり、脱炭素に関する技術の進展等を踏まえ必要に応じて見直しが必要になることが想定されるため。
521	厚生労働省	警察庁、厚生労働省	予防計画	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	10	14	市町村	○		○		—

No.	回答府省	法律の所管	地方公共団体が策定する計画等の名称	法律名	条	項	策定主体	他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。） ①	当該計画等と一体的策定が可能な計画等の名称	地方公共団体の総合計画等での記載の可否 ②	個別の計画等として策定するものが望ましいもの ③	③とする理由
522	内閣府	内閣府、総務省	津波避難対策緊急事業計画	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法	11	1	市町村	○	一体的策定は可であるが、現時点で具体的な計画等は想定していない。	○		—
523	農林水産省	農林水産省	基本計画	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律	16	1	市町村・都道府県	◎	有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）等に基づき地方公共団体が策定している農林水産施策や環境施策に関する計画等	◎		—
524	国土交通省	国土交通省	所有者不明土地対策計画	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法	45	1	市町村	◎	空家等対策計画 立地適正化計画 等	○		—
525	環境省	環境省	指定物質削減指導方針	瀬戸内海環境保全特別措置法	12-3	3	都道府県	◎	環境法令に基づく計画等（別添通知のとおり）	○		—